

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年3月24日

【事業年度】 第36期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【会社名】 株式会社ムゲンエステート

【英訳名】 MUGEN ESTATE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 進一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番7号

【電話番号】 03-6665-0581(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 佐藤 博明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番7号

【電話番号】 03-6665-0581(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 管理本部長 佐藤 博明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社ムゲンエステート 横浜支店
(神奈川県横浜市西区北幸二丁目6番1号)
株式会社ムゲンエステート 大阪支店
(大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	33,956	31,242	51,640	62,187	68,262
経常利益 (百万円)	1,770	2,309	5,243	8,858	9,951
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,276	1,564	3,653	6,086	6,659
包括利益 (百万円)	1,276	1,564	3,653	6,051	6,720
純資産額 (百万円)	23,546	24,604	27,844	32,076	35,802
総資産額 (百万円)	62,778	77,448	80,362	87,503	106,698
1株当たり純資産額 (円)	986.47	1,044.67	1,177.77	1,374.55	1,520.53
1株当たり当期純利益 (円)	53.25	66.56	155.27	259.51	285.15
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	52.95	66.16	154.35	257.96	283.44
自己資本比率 (%)	37.4	31.6	34.5	36.6	33.5
自己資本利益率 (%)	5.6	6.5	14.0	20.4	19.7
株価収益率 (倍)	9.0	7.3	7.0	7.1	6.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,307	11,491	5,374	2,600	6,756
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,218	157	498	312	4,975
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	621	11,847	2,153	825	10,403
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	16,116	16,315	19,037	20,500	19,173
従業員数 (名)	243 (-)	295 (-)	363 (-)	466 (-)	501 (3)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマーを含む。)は、()外数で記載していません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (百万円)	33,676	30,940	51,151	61,834	67,951
経常利益 (百万円)	1,744	2,255	5,177	8,752	9,963
当期純利益 (百万円)	1,277	1,531	3,616	5,998	6,678
資本金 (百万円)	2,552	2,552	2,552	2,552	2,552
発行済株式総数 (株)	24,361,000	24,361,000	24,361,000	24,361,000	24,361,000
純資産額 (百万円)	22,652	23,676	26,879	31,057	34,740
総資産額 (百万円)	61,086	75,680	78,408	85,422	103,380
1株当たり純資産額 (円)	948.86	1,005.13	1,136.83	1,330.78	1,475.31
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	15.00 (-)	20.00 (-)	63.00 (-)	104.00 (-)	114.00 (45.00)
1株当たり当期純利益 (円)	53.32	65.13	153.70	255.78	285.95
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	53.02	64.74	152.79	254.25	284.23
自己資本比率 (%)	36.9	31.2	34.2	36.2	33.5
自己資本利益率 (%)	5.8	6.6	14.4	20.8	20.4
株価収益率 (倍)	9.0	7.5	7.0	7.2	6.5
配当性向 (%)	28.1	30.7	41.0	40.7	39.9
従業員数 (名)	176 (-)	221 (-)	283 (-)	429 (-)	463 (2)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	105.1 (112.7)	110.8 (110.0)	250.0 (141.1)	435.2 (169.9)	462.1 (213.2)
最高株価 (円)	539	536	1,315	2,210	2,338
最低株価 (円)	438	451	467	1,000	1,683

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマーを含む。)は、()外数で記載しております。
2. 最高株価及び最低株価は、2023年10月20日以降は東京証券取引所スタンダード市場、2022年4月4日以降2023年10月19日までは東京証券取引所プライム市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 第36期(2025年12月)の1株当たり配当額114.00円のうち、期末配当額69.00円については、2026年3月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっております。

2 【沿革】

代表取締役会長 藤田進は、1990年東京都中央区において不動産の売買を主な事業目的として当社を設立いたしました。

その後、不動産賃貸管理や内外装工事等を事業目的に追加し、また、不動産仲介事業を主な事業目的とする子会社を設立するなどし、現在に至っております。

当社設立以後の当社グループに係る経緯は次のとおりであります。

年 月	概 要
1990年 5月	東京都中央区日本橋小網町に株式会社ムゲンエステートを設立（資本金10百万円）
1990年 7月	宅地建物取引業免許（東京都知事）を取得
1992年 4月	東京都中央区日本橋蛸殻町に本店移転
1997年 8月	不動産仲介事業を行う子会社として、東京都中央区日本橋蛸殻町に株式会社フジホームを設立（資本金10百万円）
2003年 9月	東京都中央区日本橋浜町に本店移転
2005年 7月	一級建築士事務所登録（東京都知事）
2007年 1月	工事部門を設置、内外装工事を開始
2010年 5月	宅地建物取引業免許（国土交通大臣）を取得
2010年 6月	神奈川県横浜市西区北幸に横浜支店を設置し、業務を開始
2010年 9月	工事部門を株式会社フジホームへ移管
2012年 8月	賃貸管理部門を株式会社フジホームへ移管
2013年 1月	販売力強化のため、不動産仲介を担当する流通部を株式会社フジホームに設置
2014年 6月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2015年 1月	東京都新宿区西新宿に新宿支店を設置し、業務を開始
2016年 2月	東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部に市場変更
2018年 6月	不動産特定共同事業許可取得（東京都知事）
2018年 8月	ムゲン投資顧問株式会社設立（2020年 6月に解散） 株式会社ムゲンファンディング設立（資本金10百万円）
2020年 5月	東京都千代田区大手町（現所在地）に本店移転 新宿支店を東京都中央区日本橋浜町に移転 東京都中央区日本橋浜町に日本橋支店（旧本社）を設置
2020年 7月	日本橋支店を本店に統合
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、市場第一部からプライム市場へ移行
2023年10月	東京証券取引所スタンダード市場へ移行
2024年 7月	大阪府大阪市北区梅田に大阪支店を開設
2024年10月	工事部門を株式会社フジホームから移管
2025年 1月	株式会社ムゲンアセットマネジメント設立（資本金50百万円）

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ムゲンエステート）及び連結子会社3社（株式会社フジホーム、株式会社ムゲンファンディング、株式会社ムゲンアセットマネジメント）で構成されており、「不

不動産売買事業」、「賃貸その他事業」を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、以下に示すセグメント区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント区分と同一であります。

<不動産売買事業>

不動産売買事業では、不動産買取再販事業、不動産内外装工事事業、不動産流通事業、不動産開発事業、不動産特定共同事業を行っております。

(1) 不動産買取再販事業

当社は、本店及び横浜支店、大阪支店、並びに北千住、船橋、赤羽、池袋、蒲田、渋谷、札幌、仙台、名古屋、京都、福岡、那覇に営業拠点を設け、首都圏1都3県（東京、神奈川、千葉、埼玉）及び北海道エリア（札幌）、東北エリア（仙台）、西日本エリア（名古屋、京都、大阪、福岡、那覇）において、中古不動産の不動産買取再販事業を展開しております。買取した中古不動産は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」に区分して管理しており、バリューアップ（内外装工事等の実施による不動産価値・収益性の向上）を図り、「再生不動産」として販売しております。不動産買取再販に際しては、外部の不動産仲介会社に仲介（媒介または代理）を依頼する形態を主としており、株式会社フジホームへも一部の仲介を依頼しております。

投資用不動産は、一棟賃貸マンション・オフィスビル・区分所有マンション等の賃貸収益が発生する物件を購入者が主に投資用として利用する不動産として区分しております。バリューアップの内容として、建物の管理状況の改善、経年劣化に伴う修繕工事、空室の賃貸及び滞納賃料の解消等の実施による不動産投資利回りの向上が挙げられ、国内外の不動産投資家に販売しております。

居住用不動産は、区分所有マンションを中心に購入者が居住用として利用する不動産として区分しております。バリューアップの内容として、内装工事及びユニットバス・システムキッチン等の設備の更新が挙げられ、初めて住宅を購入する一次取得者層から買い替え目的の高齢者層等、幅広いお客さまに販売しております。

(2) 不動産内外装工事事業

当社グループが買取した中古不動産の内外装工事を行っております。一級建築士をはじめとする工事関連資格保持者による的確な物件の調査・診断と年間1,000件を超える内外装工事で培ったノウハウにより、中古不動産を時代に調和した形に生まれ変わらせております。

(3) 不動産流通事業

不動産賃貸事業と連携し、オーナー様からの物件売買のご要望に応じて、株式会社フジホームが仲介業務を行っております。

(4) 不動産開発事業

当社は、主に不動産投資を目的とした投資家向けに、賃貸マンションやオフィスビルを中心とした収益物件等の開発を、開発用地の仕入れ業務から、企画立案、設計、工事監理、リーシング、販売まで行っております。これまで当社が培った不動産再生のノウハウを活かし、より環境に配慮し、物件毎に最適なコンセプトを設定した開発を行っております。

(5) 不動産特定共同事業

当社は、不動産投資家の裾野の拡大を目的として、不動産特定共同事業法に基づく不動産の小口化商品の販売を行っております。これまで当社が培った中古不動産に対する目利き力で、都心の優良な一棟賃貸マンションやオフィスビルを厳選し、小口化することで、お客さまの資産状況に合わせた商品を提供しております。また、販売後においても高い品質を維持するため、運営及び管理を含めた継続的なサポート体制を整備しております。

<賃貸その他事業>

賃貸その他事業では、不動産賃貸事業、不動産管理事業、その他事業を行っております。

(1) 不動産賃貸事業

当社が買取した「投資用不動産」や当社及び株式会社フジホームが保有する「固定資産物件」をエンドユーザー

等に賃貸しております。「投資用不動産」及び「固定資産物件」の管理を株式会社フジホームへ委託することで、不動産賃貸事業における収益力の向上と不動産買取再販事業における販売活動の効率化を推進しております。

(2) 不動産管理事業

当社が買取した「投資用不動産」及び「固定資産物件」の賃貸管理業務を株式会社フジホームが行っており、建物の管理状況の改善、経年劣化に伴う修繕工事、空室の賃貸、滞納賃料の解消等の実施をとおして、不動産投資利回りの向上というバリューアップに結び付けております。また、不動産買取再販事業における「投資用不動産」の購入者の意向に応じて、販売後も引き続き賃貸管理業務を行っております。

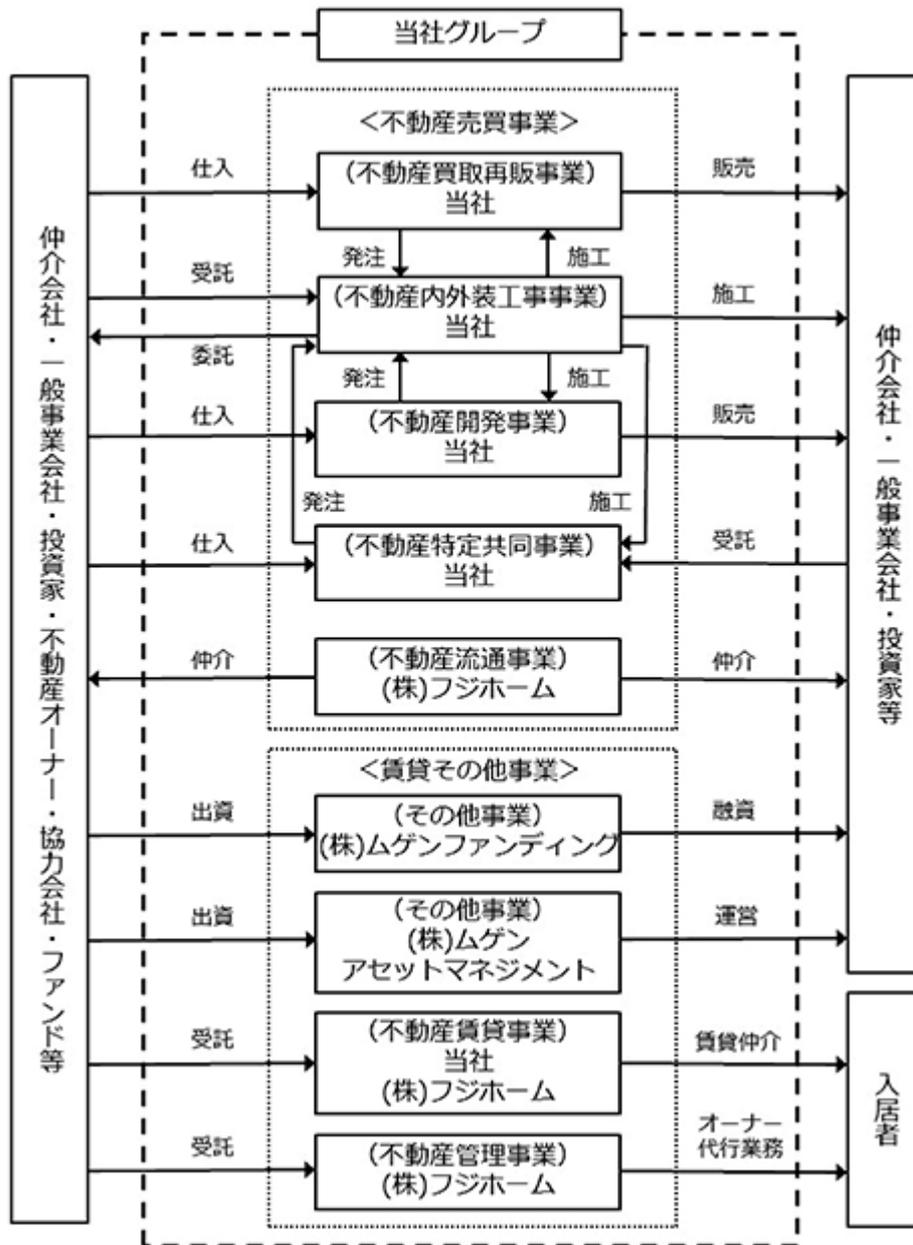
(3) その他事業

上記セグメントに該当しない事業については、その他事業に区分しております。

株式会社ムゲンファンディングは、クラウドファンディング事業者との連携を通じて、不動産投資経験の少ない個人投資家向けに資産運用のひとつとして、小口の不動産投資サービスを提供する事業を行っております。

株式会社ムゲンアセットマネジメントは、これまで培ってきた中古不動産に対する目利き力を駆使し、厳選した優良アセットを活用した私募ファンドの組成、及びアセットマネジメント事業を行ってまいります。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称 (連結子会社)	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
株式会社フジホーム	東京都千代田区	20	賃貸その他事業	100.0	当社の不動産の賃貸管理・仲介業務を行っております。
株式会社ムゲンファンディング	東京都千代田区	55	賃貸その他事業	100.0	
株式会社ムゲンアセットマネジメント	東京都千代田区	50	賃貸その他事業	100.0	

- (注) 1. 「主要な事業の内容」は、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当する会社はありません。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産売買事業	410 (1)
賃貸その他事業	27 (1)
全社(共通)	64 (1)
合計	501 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマーを含む。)は、()外数で記載しております。
2. 全社(共通)は、総務部及び経理部等の管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
463 (2)	35.4	3.4	7,487

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産売買事業	403 (1)
賃貸その他事業	- (-)
全社(共通)	60 (1)
合計	463 (2)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(パートタイマーを含む。)は、()外数で記載しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務部及び経理部等の管理部門の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社グループでは、男女間で同一の賃金制度を適用しており、同等級内において共通の処遇を行っております。また、人事評価に関しても男女共通の基準で実施しており、役割と成果、能力に応じた公正な評価に基づき役割や処遇を決定していることから、人事制度上の男女間の差異は設けておりません。しかし、ダイバーシティ&インクルージョンの一環として女性の採用を積極的に増やしていることから、相対的に若年層の女性比率が高く、現状まだ女性管理職の比率が低いことが男女間の賃金差異の主要因となっております。女性が能力を十分に発揮できるようなキャリア支援をすることで、男女間の賃金差異の縮小に努めてまいります。

提出会社

		当事業年度			補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(注)1、2			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
4.7	100.0	68.7	69.2	49.7	-

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。また、管理職に占める女性労働者の割合は、2025年12月31日時点の実績であります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の)6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。また、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異は、2025年1月1日から2025年12月31日までの実績であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、経営理念として「夢現 - 夢を現実に - 」を掲げ、お客さまの夢を実現することで企業としての成長を遂げ、ひいては株主・投資家の皆さまを含むすべてのステークホルダーの価値向上に貢献することを目指しております。

この理念のもと、当社は『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』というミッションを掲げ、事業活動を通じて地球温暖化や少子高齢化、空き家問題、住宅ストックの老朽化など、不動産業界が直面する社会課題の解決に取り組んでおります。これにより、持続的な企業価値の向上を図り、長期的な成長を実現してまいります。

また、このミッションの実現に向け、『速さを追求』『あくなき挑戦』『多様な連携』『先を見通す』『貫く責任』の5つのバリューを行動指針とし、企業の競争力を高めてまいります。

そして、2030年に向けた長期ビジョンとして「不動産事業を通じた持続可能な経済価値・社会価値の創造」を掲げております。この目標を達成するため、2025年12月期から始まる第3次中期経営計画において、「資本コストと株価を意識した経営」と「サステナビリティ経営」の2軸を経営方針として据え、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

(2) 経営環境と中期的な会社の経営戦略

[経営環境]

当社グループが属する不動産業界におきましては、日本銀行による金融政策の正常化を背景に金利水準が長期にわたる低金利環境から上昇局面へ転じた結果、住宅ローン金利や事業用資金の借入金利の上昇により、不動産の取得・投資に際しては立地条件や価格の妥当性、将来の収益性等をより重視する傾向が見られます。一方で、賃料水準の上昇やインフレ環境を背景とした実物資産としての不動産の相対的な価値は引き続き認識されており、居住用・投資用を問わず引き続き堅調な需要が維持されております。

居住用不動産につきましては、インバウンド需要の増加を背景に、商業地や観光地を中心に地価の上昇が顕著となっております。また、継続する円安基調や労働需給の逼迫・資材価格の上昇による建築コストの高止まりにより、新築不動産の価格は上昇圧力が継続しております。こうした環境下、リノベーション技術の高度化により新築と遜色ない品質を備えた中古不動産の供給が増加し、価格優位性を背景に中古不動産への需要シフトが一段と進展しております。都市部においては、中古マンション価格も高止まりする状況が続いているものの、依然として新築マンションとの価格差は大きく、取得価格と居住価値のバランスを重視する選好が強まっております。

投資用不動産につきましては、金利上昇局面にあるものの、円安や不動産市場の安定性を背景に、国内外の投資家からの関心は引き続き高い水準を維持しております。特に首都圏及び主要都市のオフィス市場では、オフィス回帰の進展により空室率の低下が継続、賃料は上昇傾向が確認されるなど、安定的な収益性が期待される環境が整っております。加えて、政府による財政出動やインフレ対策が景気の下支え要因となることが見込まれており、これらの政策動向は不動産市場の投資マインドを一定程度支える要因になるものと考えられます。

一方で、海外景気の下振れがわが国の景気を下押しするリスク、物価上昇の長期化、建築費の高止まり、金融資本市場の変動に加え、政府による外国人の不動産取得に関する制度見直しの動向等、不動産市場に影響を及ぼし得る不確実性も存在しております。当社グループといたしましては、これらのリスク要因を注視しつつ、国内外の需給動向や政策・制度環境の変化を的確に捉え、柔軟かつ慎重な事業運営を進めてまいります。

[中期的な会社の経営戦略]

当社グループは、2025年12月期を初年度とする3カ年の第3次中期経営計画を発表しております。

第3次中期経営計画では「資本コストと株価を意識した経営」「サステナビリティ経営」を経営方針として掲げ、「事業領域の拡大」と「新たな価値創造」の2つを事業戦略の軸とおき、更なる企業価値の向上に取り組みます。事業によって創出された利益は株主の皆さまへ適切に還元するとともに、人材・DXへの投資や新規事業創出・M&Aにも配分し、既存事業の更なる成長につなげる好循環を生み出します。

主力の買取再販事業は、営業生産性の向上と営業エリア拡大で組織力の向上を図るとともに、営業チャネル及び取り扱いアセットタイプを拡充することで、事業の更なる成長を推進してまいります。

不動産開発事業及び不動産特定共同事業は、仕入・販売力の強化や両事業部の連携強化で事業領域を拡大すると

ともに、物件価値の向上・アセットタイプの多様化を図ることで、事業を大きく成長させてまいります。

(3) 目標とする経営指標

第3次中期経営計画では、事業の「成長性」「資本効率性」「財務健全性」「株主還元」を重要な経営指標としております。経営指標の詳細については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。また、第3次中期経営計画の2年目である2026年12月期の連結業績見通しにつきましては、足元の事業環境及び在庫状況を鑑みて、計画数値の見直しを行っており、売上高は792億86百万円(前期比16.1%増)、営業利益は123億98百万円(同12.2%増)、経常利益は110億58百万円(同11.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は75億95百万円(同14.1%増)を予想しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境と中期的な会社の経営戦略[経営環境]及び[中期的な会社の経営戦略]」に記載の経営方針及び中期的な会社戦略を実行する上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

不動産売買事業における新規物件の取得

当社グループは、2025年から開始した3カ年の第3次中期経営計画において、主力事業である不動産買取再販事業の更なる強化と成長を最重要テーマとして掲げております。同計画のもと、営業生産性の向上、営業チャネルの拡充、アセットタイプの多様化、並びに継続的な営業エリアの拡大を通じて、新規物件の取得を一層加速させる体制の構築を進めております。投資用不動産需要が底堅く推移している市場環境を踏まえ、収益性の高い大型物件の取得を推進するとともに、需要の高いアセットを厳選した仕入を徹底することで、事業規模及び収益力の向上を図ってまいります。

不動産開発事業につきましては、市場ニーズ及び事業採算性の双方を重視し、開発用地の取得を慎重に検討するとともに、取り扱うアセットタイプの多様化を図ってまいります。不動産特定共同事業につきましては、継続して組成商品の多様化を進めるとともに、地域特性を活かした商品の仕入を推進し、投資家ニーズに応える魅力的な商品ラインアップの拡充に取り組んでおります。

販売用不動産の在庫回転率の向上

当社グループが属する不動産業界では、旺盛なインバウンド需要を背景に、国内外の投資家からの需要は引き続き底堅く推移し、不動産市況は総じて安定的に推移することが見込まれております。一方で、金利上昇や資材価格の高止まりに伴う建築コストの増加に加え、米国の政策動向等、国内外の経済・金融環境を巡る不透明な要素も多く、不動産市場においては先行きの見極めが重要な局面にあると認識しております。このような環境下において、当社グループは、不動産の保有期間を適切に管理し、在庫回転率の向上を図ることで、市場環境の変化に対して迅速かつ柔軟に対応できる事業運営体制の構築が重要であると考えております。

当社グループでは、一昨年に工事部門を子会社から当社へ移管することで、施工体制の強化を図ってまいりました。これにより、内外装工事の工期短縮を実現し、販売用不動産の早期商品化を可能とする体制を構築しております。また、仲介会社向け物件紹介サイトの機能拡充に加え、不動産テックを活用した販売活動の効率化や、顧客の購入判断を支援する情報提供の強化を進めており、投資家・エンドユーザー双方に対して、迅速かつ的確な情報提供が可能な環境整備を進めております。これらの取り組みを通じて、販売スピードの向上及び在庫回転率の改善を図り、安定的かつ持続的な収益創出につなげてまいります。

工事原価削減による収益性の向上

円安基調の継続による資材価格の高騰に加え、一昨年以降、運輸業及び建設業における人員不足を背景とした労務費の上昇により、工事原価は増加傾向にあります。これらの外部環境の変化は、今後も一定期間継続することが想定されており、収益性の確保に向けた原価管理の重要性は一段と高まっております。

このような状況のもと、当社グループでは、資材調達先及び工事協力会社の拡充を継続的に進めることで、調達コストや委託費用の適正化に取り組んでおります。加えて、業務オペレーションの見直しによる労務費単価の抑制、価格及び品質の標準化を通じたコスト削減、並びに工期短縮の実現等、多角的な施策を講じることで工事原価の抑制を推進しております。これらの取り組みを通じて、外部環境の変動に左右されにくい収益構造の構築を図り、利益率の維持及び改善に努めてまいります。

成長を支える安定収益の拡大

当社グループは、主力の不動産売買事業が連結売上高及びセグメント利益全体の90%以上を占めており、将来的な不動産市況の変化に備えるための安定収益の確保が課題となっております。

そのため、長期・安定的な収益確保の機会として、優良資産の取得と管理戸数の増加に取り組んでおります。優良資産の取得に関しましては、不動産動向を見極めた上で、各年度のキャッシュ・フローや手元資金の水準を考慮し取得を決定しております。管理戸数の増加に関しましては、当社保有不動産の売却時にアセットオーナーからの受託を得られるよう営業部門と連携し、契約獲得に取り組んでおります。加えて、2025年に立ち上げた不動産アセットマネジメント事業においては、運用資産残高の拡大を通じて安定収益の確保に努めてまいります。

既存事業及び新規事業への積極的な投資

当社グループは、主力事業である不動産買取再販事業へこれまで以上に積極的な投資を行うとともに、外部環境の変化を踏まえた成長分野への新規参入を慎重かつ積極的に行うことにより、バランスの取れた事業ポートフォリオを構築することを目指しております。

足許では、成長事業である不動産開発事業・不動産特定共同事業の収益を拡大させて、新たな事業の柱として構築することを目指してまいります。不動産開発事業は、資材高騰や工賃の上昇などにより収益性を確保することが難しい状況が続いておりますが、立地の選定や品質の向上だけではなく、環境に配慮したプランニングを行い、付加価値の高い商品開発に取り組んでまいります。不動産特定共同事業につきましては、顧客に対して魅力ある投資商品の組成を重視しつつ、組成商品の多様化や組成スキームの高度化、出口戦略の拡充、並びに販売ネットワークの拡大を図ることで、年間組成数の増加及び組成枠の拡大に取り組んでまいります。

不動産アセットマネジメント事業は、今後数年間で段階的に私募ファンドを組成し運用資産残高の拡大に取り組んでまいります。

新規事業に関しましては、全てを内製化して単独での事業推進に固執することなく、事業化や収益化までの期間を考慮し、他社との業務提携やM&Aなどの戦略的投資も併せて活用しながら推進してまいります。

サステナビリティ経営の強化と推進

当社グループは、持続可能な成長の実現に向けて、気候変動をはじめとする環境課題への対応、人材の採用・育成、組織力の強化が重要であると認識しております。第3次中期経営計画ではサステナビリティ経営を経営方針として推進していくことで、社会やステークホルダーの皆さまからの信頼を高めるとともに、中長期的な企業価値向上につなげていくことを目指しております。

環境課題への対応としては、脱炭素社会への移行に伴う規制動向や市場環境の変化が、当社の事業運営やコスト構造に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、環境に配慮した事業活動への取り組みを推進してまいります。具体的には、再生可能エネルギーの利用促進や建物の省エネルギー性能向上を進め、環境負荷の低減と同時に中長期的な競争力の維持・向上を図ってまいります。また、金融安定理事会（FSB）により設立されたTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同し、TCFD提言に基づく透明性の高い情報開示を通して、気候関連リスク及び機会が当社経営に与える影響についての透明性向上に努めております。

人材・組織力の強化については、人材の確保・育成が当社グループの持続的成長を支える重要な経営基盤であるとの認識のもと、新卒及びキャリア採用の強化に加え、社内外の教育研修プログラムの充実やOJTを活用した中核人材の育成、専門スキルの取得支援を通じて、従業員の生産性向上を図っております。また、ダイバーシティの推進や多様な人材が能力を最大限に発揮できる環境の整備を進め、組織としての生産性や変化対

応力の向上に取り組んでおります。これらの取り組みの進捗や効果については、エンゲージメントサーベイ等を通じて継続的に把握し、従業員の声を反映させながらエンゲージメントの向上にも努めております。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を確保するとともに、事業環境の変化に迅速かつ適切に対応できる体制を構築することが重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスはその重要な経営課題の一つと位置付けており、業務執行に対する監督・牽制の強化、適切な情報開示による透明性の確保、並びに業務執行の管理体制の整備を通じて、ガバナンス機能の向上に取り組んでおります。

2021年11月に設置した任意の指名・報酬委員会をはじめ、2022年1月には執行役員制度の導入、同年7月にはサステナビリティ委員会を設置するなど、社外取締役による監督や牽制の強化、経営の意思決定の迅速及び機動的な業務執行の実現、並びに持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ課題への対応を図ることで、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、中長期的な企業価値向上に努めております。

取締役会の構成については、ジェンダー、国際性、職歴、年齢等の多様性を確保することが、実効性の高い監督機能の発揮につながるものと認識しております。また、独立社外取締役の選任については、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、当社にとって適切な人数及び構成の確保に努めております。加えて、政府が示す「女性活躍・男女共同参画の重点方針（女性版骨太の方針）」において、プライム市場上場会社に対し女性役員比率の目標が掲げられていることも踏まえ、多様な視点や価値観を経営に取り入れる重要性を認識しております。

当社は、役員の選任にあたり、優れた人格、見識、能力、豊富な経験を有していることを選任の基準としております。そのうえで、上記基準に合う女性役員の積極的な登用を行い、女性の社外監査役及び社外取締役の選任を進めるなど、取締役会の多様性向上に向けた取り組みを進めております。今後も、ジェンダーや国際性及び知識・経験・能力のバランスに留意し、多様性の確保に努めてまいります。

当社は2022年4月の市場区分見直しにより、プライム市場を選択いたしました。その後、上場維持基準の適合状況等を踏まえた検討の結果、2023年10月にスタンダード市場を選択しております。今後は、プライム市場再上場を目標に、業績の向上、IR活動の推進、株主への利益還元及びコーポレート・ガバナンスの強化を図ることで、上場維持基準の安定的な充足を目指してまいります。

資本効率の改善

当社グループは、事業規模の拡大と高い財務健全性を維持しつつ、主力事業及び成長事業への投資を実行するとともに、株主還元の実現を図ることを経営戦略の基本方針としております。また、「資本コストと株価値を意識した経営」に向けた対応として、資本コストや資本収益性の改善、株主との対話の推進が求められております。

資本収益性の改善策として、環境変化に対応するための財務余力を確保しつつ、資本と負債のバランスを意識しながら、株主資本コストを上回るROEの持続的な向上に取り組んでまいります。また、市場評価の改善策として、PBR 1倍超を持続的に達成することを目標に株主・投資家への適切な情報開示と、積極的な対話を進めてまいります。

金利の上昇

2025年は、日本銀行による政策金利の引き上げが段階的に実施され、1月に0.25%から0.5%へ引き上げた後、12月には0.5%から0.75%へ引き上げられました。

当社グループのビジネスモデルにおいて金利の上昇は、物件仕入資金の借入コスト増加、住宅ローン等の金利上昇による顧客の購入意欲の低下、不動産市場の需要低下等が想定されます。現時点で追加利上げによる大きな影響は見込まれておりませんが、金利の動向を注視するとともに、資金調達が多様化、需要動向を注視した価格設定の見直し、在庫回転率の向上等を図り事業の安定性を確保してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するとともに、中長期的な企業価値の向上を図ることを基本的な考え方として、サステナビリティに関する取り組みを推進しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ共通

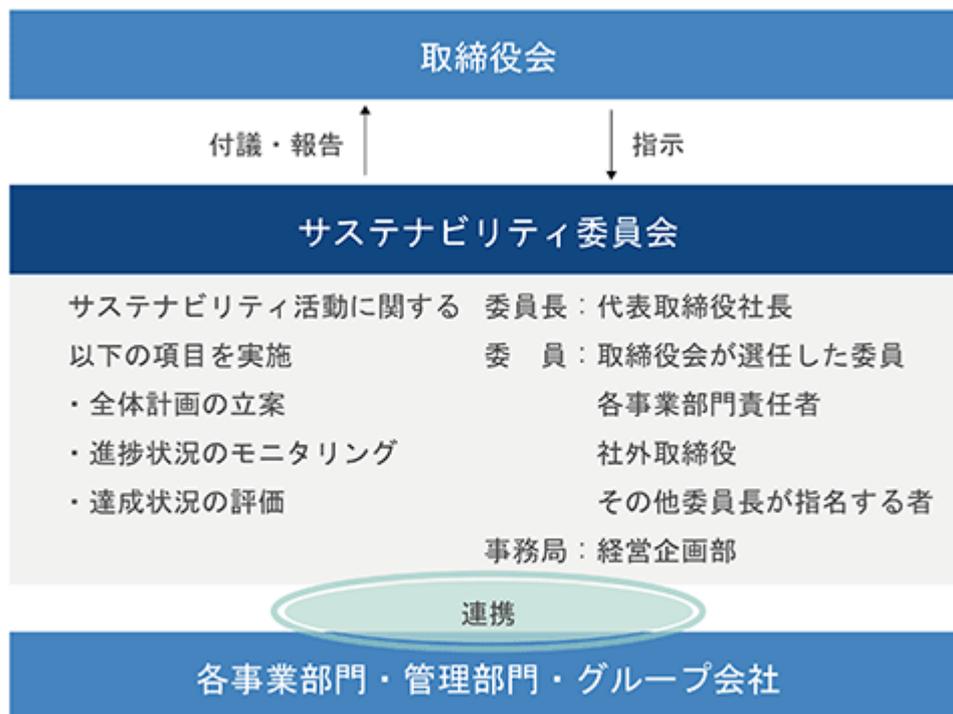
ガバナンス

当社グループは、サステナビリティを重要な経営課題の一つとして位置付け、代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」を設置しております。

同委員会は環境課題や人材に関する課題をはじめとするサステナビリティに関する重要事項について、部門横断的な検討を行う場として機能しており、原則として年に2回以上開催するものとし、当社グループを取り巻く環境や社会動向を踏まえ、サステナビリティに関する方針及び活動計画の立案、各施策の進捗状況のモニタリング、ならびに達成状況の評価を行っております。

また、サステナビリティ委員会にて審議された重点課題及び対応方針については、取締役会にその推進状況を報告し、取締役会は当該内容を踏まえ、事業戦略や中長期的な経営方針との整合性の観点から監督を行っております。こうした報告・監督の枠組みを通じて、サステナビリティ課題を個別施策としてではなく、経営上の意思決定に関わる重要事項として位置付け、ガバナンスの枠組みの中で対応しております。当社グループの取締役会については、豊富な経験、サステナビリティに関する高い見識や専門性を有する人物が参画しており、サステナビリティに関する重要な判断及び監督を行っております。

サステナビリティ推進体制



当事業年度では、サステナビリティ委員会で以下の議題に関して審議・検討を行い、取締役会に付議・報告しております

開催月	議題
2025年2月	2024年度GHG排出量実績報告（Scope 1～3） 2024年度CDPの結果報告 人的資本調査を含む外部調査の結果報告 女性活躍推進を含む人材戦略に関する検討
2025年9月	環境方針策定に向けた検討 女性活躍推進施策及び社会貢献活動の取組状況報告
2025年12月	環境方針の策定に関する協議 環境認証導入プロジェクト発足についての報告 人材関連計画の策定に関する協議 2025年度女性活躍推進施策に関する活動報告

戦略

当社グループは、不動産事業を通じて環境・社会の課題解決に取り組むサステナビリティ経営を推進し、これらの課題への対応を中長期的な企業価値向上及び持続的成長につなげることを基本方針として、ステークホルダーの皆さまとともに持続可能な社会の実現を目指してまいります。また、当社グループが持続的成長を遂げるため、経営重要課題となるマテリアリティを5項目特定しております。「持続可能な未来の実現」をマテリアリティの軸に据え、「企業価値向上」「不動産の再生」「ダイバーシティ&インクルージョン」「ガバナンス」をその中核に位置づけ、更なる価値創出に取り組んでおります。

また、サステナビリティに関するリスク及び機会を踏まえ、当社グループの事業戦略及び経営方針と整合するように当社グループのサステナビリティ戦略を策定し、経営判断及び各種施策の検討における基盤として活用しております。

当社のマテリアリティ



マテリアリティ		取り組み方針
持続可能な未来の実現	企業価値向上	<ul style="list-style-type: none"> ・企業価値の向上とステークホルダーへの還元 ・顧客満足度の追求 ・DXの推進
	不動産の再生	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した事業活動 ・良質な不動産の提供 ・不動産再生事業を通じた社会貢献 ・地域社会との共生
	ダイバーシティ & インクルージョン	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが活躍できる組織風土の構築 ・優秀な人材の確保と育成 ・良好な労働環境の構築と従業員の健康促進
	ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重 ・コーポレート・ガバナンスの強化 ・不正・違反行為の防止とコンプライアンスの強化

各マテリアリティに対する取り組み内容

< 企業価値向上 >

・企業価値の向上とステークホルダーへの還元

自社の利益を追求するだけでなく、すべてのステークホルダーに対して適正な利益の還元が重要と認識しており、継続的に実現することが企業価値の向上につながります。

・顧客満足度の追求

顧客の要望を真摯に受け止め、商品とサービスの質を向上させ、顧客満足度を高めるよう努力してまいります。

・DXの推進

デジタル技術を積極的に取り入れることで、競争力の向上・顧客満足度の向上・社会課題の解決を図れるよう、業務の変革を推進してまいります。

<不動産の再生>

- ・環境に配慮した事業活動
環境への負荷を減らす積極的な取り組みを行い、不動産の再生事業を通して環境問題に対する社会的な責任を果たします。
- ・良質な不動産の提供
顧客への信頼構築や社会的責任を果たすため、事業を通じて物件の価値向上に寄与し、快適で心地よい不動産の提供に注力してまいります。
- ・不動産再生事業を通じた社会貢献
社会の多様なニーズを捉え、不動産再生事業を通じて環境問題などの社会課題の解決に貢献してまいります。
- ・地域社会との共生
不動産の再生を通じて地域の魅力を高め、雇用創出や地域の活性化に寄与してまいります。

<ダイバーシティ & インクルージョン>

- ・誰もが活躍できる組織風土の構築
すべての人々が活躍できる組織を構築するために、多様なバックグラウンドや経験を持つ個人を尊重し、公平に評価することが重要と認識しており、様々な意見・視点が活かされる職場環境を醸成してまいります。
- ・優秀な人材の確保と育成
競争力の強化とイノベーションを促進するために、優秀な人材の採用と育成が重要と認識しております。従業員の能力を最大限に活かし、企業価値の向上のみならず、社会課題解決にも寄与してまいります。
- ・良好な労働環境の構築と従業員の健康促進
従業員の健康と安全を大切にし、快適な職場環境を提供してまいります。また、各従業員が自身の健康維持に積極的に取り組めるようサポートすることで、業務の生産性を高め、働きやすい環境を実現します。

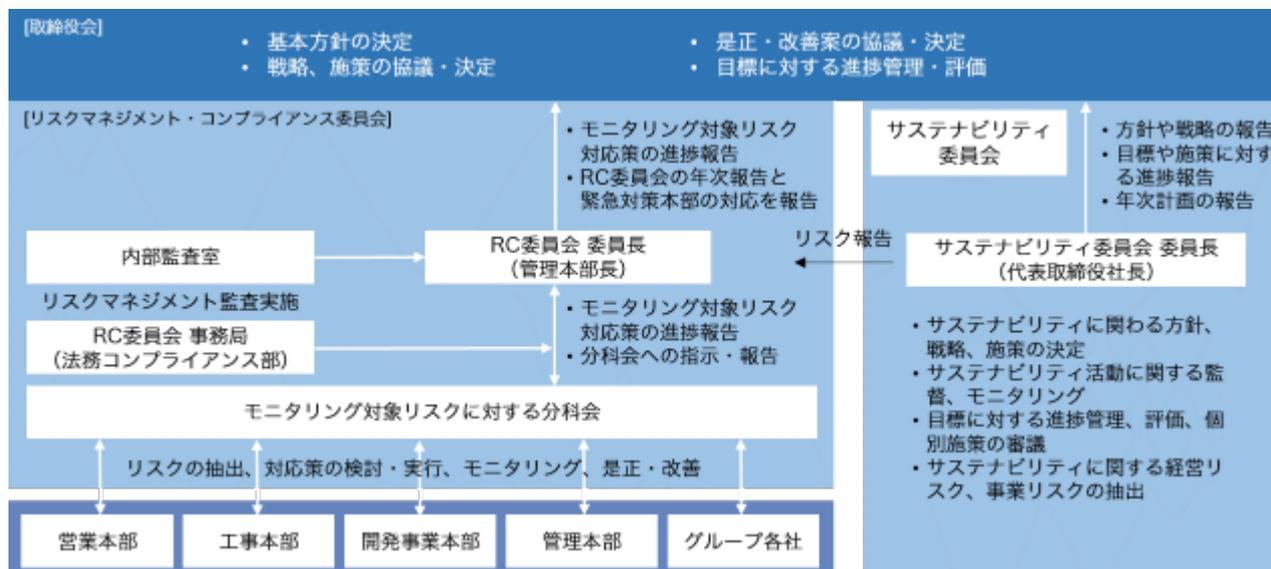
<ガバナンス>

- ・人権の尊重
人権尊重は社会的責任を果たし、ステークホルダーとの信頼関係を築く上で重要な役割を果たすと認識しております。すべての人々の権利と尊厳を尊重し、差別や虐待、その他不当な取り扱いを行うことを容認しません。
- ・コーポレート・ガバナンスの強化
コーポレート・ガバナンスや内部統制を強化し、公正で透明な経営を行うことで、すべてのステークホルダーの期待に応える経営を目指します。
- ・不正・違反行為の防止とコンプライアンスの強化
事業運営において、如何なる理由があろうとも不正・違反行為を容認しません。コンプライアンスを強化し、従業員の教育を継続的に実施し、事業の透明性と公正さを維持してまいります。

リスク管理

当社グループにおけるリスク管理は「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。サステナビリティに起因するリスクについては「サステナビリティ委員会」にて、各部門よりリスクを抽出し、定性・定量の両面から評価を行った上、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告を行うことで、当社グループ全体のリスクマネジメントに統合をしております。

サステナビリティに起因するリスク管理体制図



(2) 気候変動関連

近年、気候変動は大きな社会経済リスク及び機会をもたらす要因となっており、世界各国で脱炭素化の動きが広がっています。

当社グループの主力事業である買取再販事業は、中古不動産の再生・流通を促し、今ある資源を有効活用する環境に優しいビジネスモデルであります。一方で、水害など気候変動によるさまざまな影響を受ける可能性もあり、気候変動への対応が事業の持続可能性に不可欠であると認識しております。持続可能な社会の実現のため、環境に配慮した事業活動への取り組みの一環として、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に賛同するとともに、気候変動に起因する事業等のリスク・機会の把握と適切な情報開示を行ってまいります。

ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは「(1) サステナビリティ共通 ガバナンス」をご参照ください。

戦略

TCFD提言では、気候変動に起因する事業への影響を考察する為、複数の気候関連シナリオに基づき検討を行う「シナリオ分析」を行うことが推奨されており、当社グループでも不確実な将来に対応した戦略立案・検討を行うため、下記のようにシナリオ分析を実施いたしました。

当社グループでは、2050年時点を想定し、現状を上回る気候変動対策が行われず、異常気象の激甚化が想定される「4 シナリオ」と、脱炭素に向けて野心的な気候変動対策の実施が想定される「1.5 シナリオ」を参考に、定性・定量の両面から考察を行いました。

4 シナリオ（脱炭素社会への移行に伴うリスク：小 異常気象などの物理的なリスク：大）
2100年時において、産業革命時期比で3.2 ~ 5.4（約4）の平均気温上昇が想定されるシナリオ。
気候変動問題を軽減するための積極的な政策・法規制等は敷かれず、異常気象の激甚化が顕著に表れる。
「参考シナリオ」IEA Stated Policies Scenario、RCP8.5

1.5 シナリオ（脱炭素社会への移行に伴うリスク：大 異常気象などの物理的なリスク：小）
2100年時において、産業革命時期比で1.5 未満の平均気温上昇が想定されるシナリオ。

カーボンニュートラル実現を目指し、気候変動問題を抑制するために現状以上の厳しい政策・法規制等が敷かれる。「参考シナリオ」IEA Net Zero Emissions by 2050、Sustainable Development Scenario、RCP2.6

分析の結果、いずれのシナリオにおいても、気候変動起因による主なリスクとして、洪水や高潮による保有資産への物理的な被害が想定されております。これらのリスクについては、事業継続性への影響を踏まえ、ハザードマップを考慮した不動産の立地選定を通じて、事業のレジリエンス向上に向けた対応を講じてまいります。

一方、機会として1.5 シナリオにおいては、脱炭素社会への移行に伴うZEB・ZEH化による再エネ・省エネ関連のリフォーム工事の需要増加や、中古不動産の環境価値向上による事業収益機会の増加が想定されております。当社グループでは、環境に配慮した不動産の再生・流通を通じて、脱炭素社会への貢献を行うとともに、気候変動の抑制に寄与してまいります。

当社グループに想定される気候関連リスク及び機会の詳細につきましては、下記のとおりとなります。なお、想定される発生期間及び財務影響は、以下の定義により区分・評価しております。

< 想定される発生期間 > 長期：11年～30年後 中期：4年～10年後 短期：3年以内

< 財務影響評価 > 大：1億円超 中：1,000万円超～1億円以内 小：1,000万円以内

「脱炭素社会への移行に伴い発生するリスク」

想定される事象 想定される発生期間	当社事業への影響 及び対応	財務影響評価	
		4	1.5
事業活動に伴うGHG排出量に対する、炭素税や排出権取引などのカーボンプライシングの公布 (中期～長期)	< 当社事業への影響 > 当社事業活動に伴うGHG排出量 (Scope 1・2) に対して、カーボンプライシングが発生し、操業コストが増加 < 対応 > 社有車の電気自動車への変更を検討、建物の省エネ化・再生可能エネルギー由来の電力メニューへの変更を進め、GHG排出量を削減		小
再エネ政策やエネルギーミックスの変化による電力価格の増加 (中期～長期)	< 当社事業への影響 > 再エネ需要の高まりに伴った電力価格の増加による、操業コストの増加 < 対応 > 固定資産物件において、照明のLED化や日照センサーを導入し、省エネを推進		小
省エネルギー政策によるZEB及び、ZEH-MIに関する規制強化 (中期～長期)	< 当社事業への影響 > 開発事業において、建築物の省エネ性能に対する規制が強化もしくは義務化された場合、工事コストが増加 < 対応 > 環境に関連する行政動向や関連技術の把握、及び工事コストの最適化を進めるとともに、ZEB・ZEH-M基準を満たす物件の開発を検討		大

想定される事象 想定される発生期間	当事業への影響 及び対応	財務影響評価	
		4	1.5
プラスチック規制や建築リサイクル法の強化による資材コストの変化 (中期～長期)	<当事業への影響> 資源循環に関する規制強化により、施工に用いる資材の価格高騰や、環境負荷が高い建築材料のコストが増加 <対応> 使用資材について、環境配慮型資材への転換を検討		中
不動産・建築業に関する脱炭素技術の進展 (中期～長期)	<当事業への影響> 環境性能に優れた建築材料や技術を導入しない場合、ステークホルダーからのサービス需要が低下 <対応> 環境に配慮した事業活動の継続と適切な開示		小
脱炭素社会に伴う顧客の行動変化 (中期～長期)	<当事業への影響> ZEH-M以外の環境性能に優れていない物件の需要が減少し、空室の発生や賃料の減少が発生 <対応> 環境性能に配慮した物件づくり、及び仕入		中
ステークホルダーのESG/サステナビリティに起因する評判変化 (短期～長期)	<当事業への影響> 気候変動を含むESGへの取り組みが不十分である場合、顧客や投資家からのレピュテーションが低下する <対応> 環境に配慮した事業活動の継続と適切な開示		大

「気候変動起因で発生する物理的なリスク」

想定される事象 想定される発生期間	当事業への影響 及び対応	財務影響評価	
		4	1.5
異常気象の激甚化による物理的被害の増加 (短期～長期)	<当事業への影響> 台風や高潮などの発生頻度や強度が強まることで、自社拠点及び保有資産への物理的被害が発生。また、自社及びサプライチェーンの営業停止により収益機会の損失が発生 <対応> 保有資産のうち、災害関連を起因として物理的被害の発生可能性について、適切な情報を開示	大	大
海面の上昇及び水害リスクの増加 (中期～長期)	<当事業への影響> 沿岸部や水害ハザードマップの該当地域に位置する在庫物件の資産価値が減少 <対応> 不動産の立地選定基準強化及び保有資産の災害対策強化	大	小
平均気温の上昇 (中期～長期)	<当事業への影響> 平均気温の上昇により、店舗運営における空調コストが増加。また、屋外作業可能時間の短縮など、労働・施工条件への影響が発生 <対応> 気象パターンの変化に配慮した働き方・労働条件の検討	小	小

「機会」

想定される事象 想定される発生期間	当事業への影響 及び対応	財務影響評価	
		4	1.5
脱炭素政策に伴う、関連施工及び物件の需要増加 (中期～長期)	<当事業への影響> 省エネ政策の強化に伴い、関連のリフォーム工事需要が増加。また、環境性能に優れた物件（ZEB、ZEH-M）の需要も増加 <対応> 環境に関連する行政動向や、関連技術の把握及び導入の検討	小	大
脱炭素社会への移行に伴う、買取再販事業の需要増加 (中期～長期)	<当事業への影響> 新築不動産の建設と比較し、買取再販が資源保全や産廃及びGHG排出量が削減されることから需要が増加 <対応> 環境性能に配慮した物件づくり、及び仕入	小	大
平均気温の上昇 (中期～長期)	<当事業への影響> 温度上昇の抑制に寄与する保水タイル設置物件の販売機会増加や室内の断熱性を高めるリフォームの需要が増加 <対応> 買取再販事業及び開発事業での物件工事の際に、「環境に優しい設備の設置」を推進	大	中

リスク管理

リスク管理体制は、「(1)サステナビリティ共通 リスク管理」をご参照ください。

気候変動に起因するリスクについては「サステナビリティ委員会」にて、各部門よりリスクを抽出し、発生可能性及び事業への影響度等の観点から、定性・定量の両面で評価を行っております。これらの評価結果は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告を行うことで、当社グループ全体のリスクマネジメントに統合しております。

指標及び目標

当社グループでは、自社事業活動におけるGHG排出量（Scope 1・2）を指標とし、環境に配慮した事業活動を推進してまいります。

Scope 1・2に関しては中期的な削減目標として、2030年度に排出原単位（事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を、連結売上高にて割った数値）で46%削減（2021年度比）を掲げております。長期的な目標として、パリ協定の目標を参考に2050年度カーボンニュートラルを目指してまいります。Scope 3については、事業活動に関連する排出量として継続的な把握に努めるとともに、今後の事業展開や外部環境の変化を踏まえ、管理手法や削減方法の在り方について検討を進めてまいります。

今後、事業の成長や新規事業への参入に伴い、GHG排出量の増加が見込まれる一方で、当社は引き続き、エネルギー効率の向上等を通じた排出削減の取り組みを継続的に実施し、環境に配慮した事業活動の推進を通じて、GHG排出量の管理及び削減に取り組んでまいります。

2025年度のScope 1 排出量は13.8t-CO2と前年度から減少し、排出原単位は2021年度比で73.6%減となりました。カーシェアリングやシェアサイクルの利用が社内に浸透したことで社用車の利用頻度が低下し、ガソリン消費量が減少した事が排出量の低減へと結びついております。

Scope 1

	排出量 (t-CO2)	排出原単位	
		(t-CO2/億円)	2021年度比
2021年度	25.9	0.076	
2022年度	27.1	0.087	+ 13.8%
2023年度	24.7	0.048	37.3%
2024年度	20.9	0.034	55.9%
2025年度	13.8	0.020	73.6%

2025年度のScope 2 排出量は158.7t-CO2となり、前年度比でわずかに上回る結果となりました。一方、排出原単位は0.232t-CO2/億円となり、2021年度比で52.7%の削減を達成しております。

排出量の増減は、事業所の新設・移転・閉鎖や保有固定資産の増減等の影響を受けて変動いたします。当社では本社照明の省エネルギー化等の施策を進め、電力使用の効率化に継続的に取り組んでまいりましたが、使用電力に適用される排出係数の上昇の影響により、排出量としては前年度比で微増となりました。

Scope 2

	排出量 (t-CO2)	排出原単位	
		(t-CO2/億円)	2021年度比
2021年度	166.8	0.491	
2022年度	215.5	0.690	+ 40.5%
2023年度	145.9	0.282	42.5%
2024年度	153.1	0.246	49.9%
2025年度	158.7	0.232	52.7%

(3) 人的資本・多様性

ガバナンス

人的資本・多様性に関するガバナンスは「(1) サステナビリティ共通 ガバナンス」をご参照ください。

戦略

当社グループは、「不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する」というミッションの実現に向け、付加価値の源泉である人材の確保及び育成を、経営上の最重要課題の一つと位置づけています。

この考えのもと、当社グループでは「人材ビジョン」及び「求める人物像」を策定し、事業拡大を支える人材基盤の構築を推進しております。具体的には、人的資本を6つのカテゴリに分類し、それぞれの「あるべき姿」を人材ポリシーとして明確化するとともに、当社グループの経営方針に組み込んでおります。

2025年2月14日に発表いたしました2025年12月期を初年度とする第3次中期経営計画では、事業ポートフォリオの高度化及び付加価値創出力の強化を見据え、これまでに採用した人材の早期戦力化及び能力発揮を重視するフェーズへと移行し、人材戦略の方針を「サステナビリティ経営の実現に向けた多様な人材の獲得と育成を強化」と掲げております。具体的には、専門性を持つ多様な人材の採用強化、マネジメント層の育成や次世代リーダーの早期発掘に向けたプログラムの充実、戦略的人材配置による最適な人材ポートフォリオの構築により、従業員が目標や夢に向かって挑戦できる環境を整備してまいります。さらに、多様性を活かした組織作りを目指し、女性社員やグローバル人材のキャリア形成支援を推進することで、従業員のエンゲージメント向上及び人的資本の価値最大化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

「人材ビジョン」

ムゲンエステートグループの原動力は、自ら構想し、挑戦し、変化に対応できる人の力です。

多様な価値観を認め合い、誠実に、粘り強く、強い覚悟を持つ人材を輩出することで、社会に新たな価値を創造し、提供してまいります。

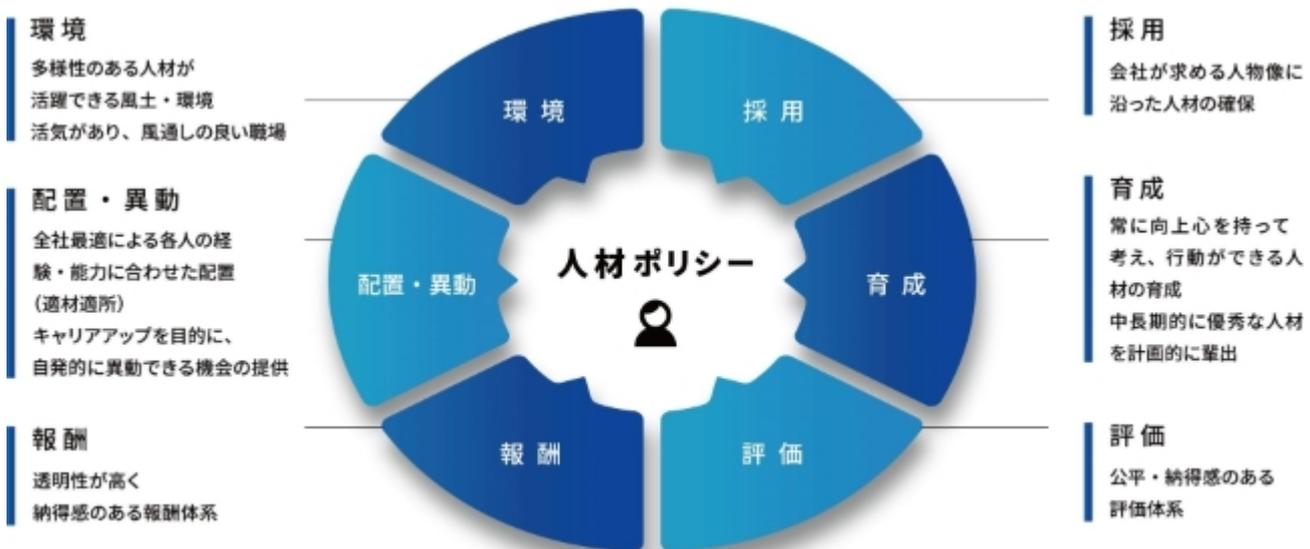
求める人物像



「人材ポリシー」

「人材ビジョン」の達成と「求める人物像」の採用・育成を実行するために、人的資本に係るカテゴリーを6項目に分け、それぞれの「あるべき姿」を人材ポリシーとして策定し企業方針として定めております。この方針に基づき、多様な従業員が働きがいを持ち、一人ひとりの能力を最大限に発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

人材ポリシー



また、人的資本の強化・人材戦略を支える3つの柱として「人材獲得の強化」「人材育成の強化」「リテンションの強化」を据えています。当社グループに必要なスキルを特定し、計画的に人材の「獲得」「育成」「リテンション」のための施策を展開してまいります。

「人材獲得の強化」

当社グループでは、必要な人材の質と量を充足するため新卒・中途を含む積極的な採用を通じて、人材基盤の拡充を進めてまいりました。併せて、事業基盤の強化及び営業力の向上を重要なテーマと位置付け、複数の採用手法を組み合わせた人材獲得に取り組んでおります。

その一環として、2023年8月に「社員紹介制度」を導入し採用チャネルの多様化を図ってまいりました。本制度を通じた中途採用は、過去3年間の中途採用者数に対して約15%を占めており、地方エリアにおいても一定の採用実績を上げるなど、各拠点の実情に即した人材獲得に寄与しております。

また、第3次中期経営計画期間の初年度である2025年には制度を一部改訂し、より社員が紹介を行いやすい環境を整備するとともに、新卒採用にも対象を拡大しております。これにより、企業理解度の高い人材の獲得を通じて、採用後のミスマッチの抑制につなげております。さらに、採用チャネルの拡大と、人材を見極める採用者の精度向上を図り、組織体制の更なる強化を図ってまいります。

今後は、採用の考え方を量的拡大から中長期的な活躍可能性を重視する方向へと段階的に移行し、顕在的な転職市場に限らず、潜在的な人材層へのアプローチも含めて、当社グループのカルチャーとの親和性や、将来的な成長性を見極めた採用を進めてまいります。

知・経験のダイバーシティ&インクルージョン

当社グループは、多様な人材の発想が価値創出及び持続的な成長を支える重要な基盤であると認識しており、ダイバーシティの推進を重要な経営戦略の一つとして位置付けております。

当社グループが成長していくためには、変化し続ける社会や多様な価値観に柔軟に対応し、潜在的な市場を発掘できる新たな価値の創出が必要となってきます。それには従業員の多様な価値観、ジェンダー、世代、民族、言語、文化、障がいの有無、ライフスタイルなどを活かした視点や発想を組織として取り入れ、事業活動や意思決定に反映できる組織風土を醸成することが重要であると認識しております。

当社グループでは多様な人材が個性や能力を発揮できる機会と環境の整備に取り組んでおり、役割と成果、能力に応じた公正な評価に基づいて役職や処遇が決定されております。

女性活躍推進

当社グループでは、女性活躍推進を重要な経営課題の一つと位置付け、社長直下の体制のもと、社内横断的な施策を継続的に推進しております。現在は、女性活躍に関する意識醸成や環境整備の段階を経て、女性管理職及び次世代リーダーの育成・定着を重視する成長フェーズへと移行しており、マネジメント層における意識改革やキャリア形成支援を通じて、組織全体の持続的な成長につなげる取り組みを進めております。

また、キャリア研修やリーダーシップ研修の実施、従業員同士のコミュニティ形成の支援などを通じ、女性が能力を十分に発揮できるようなキャリア支援を実施しております。これらの取り組みを通じて人的資本の充実及び組織力の向上を図ってまいります。

「人材育成の強化」

当社グループの企業理念である『夢現 - 夢を現実に - 』に込められた思いを実現するため、人材を重要な経営資本と位置付け、計画的かつ体系的な人材育成を推進しております。多様な人材がそれぞれの役割に応じて能力を発揮し、継続的に成長・活躍できるよう、キャリア自律を後押しする取り組みを拡充し、強靱な組織力の構築や企業価値の向上につなげてまいります。

当社グループの研修体系は、「階層別研修」「人材育成研修」「目的別研修」「職能別研修」の4つで構成されており、従業員の職責や成長段階に応じた育成機会を提供しております。新卒・中途を含む積極的な採用により人員構成が拡大したことを踏まえ、新しい人材の早期戦力化を重要な課題として位置付け、若手社員を中心に基礎的な知識やスキルの習得から実務能力の向上までを段階的に支援する育成体系の整備を進めてまいりました。特に、新卒を含む新人営業社員については、実践的な営業スキルの習得を重視した育成体制を整備し、早期に事業へ貢献できる仕組みを構築しております。

2025年12月期を初年度とする第3次中期経営計画期間においては、事業戦略の遂行を支える人材基盤の強化を重要な施策の一つとして、役割階層に応じた人材育成を一層重視しております。管理職については、経営戦略に基づく組織運営、及び部下育成を担う中核人材として位置付け、求められる役割及び能力の明確化を進めるとともに、アセスメントの活用を通じてマネジメント能力の向上に取り組んでおります。また、日常的な対話を通じた部下育成を促進する観点から、1on1ミーティングの活用を推進し、管理職の育成力向上及び組織運営力の強化を図っております。

さらには、将来の管理職候補となり得る人材の育成を見据え、非管理職層を含めた人材育成にも取り組んでおります。チームや組織を支えるために必要となるリーダーシップや基礎的なマネジメント能力の向上を通じて、一段階上の役割を担う人材の裾野を広げ、計画的な人材ポートフォリオの構築につなげるとともに、新たに社員の自律的なキャリア形成の支援を目的としたキャリアチャレンジ制度を導入し、社内人材の最適配置やモチベーション向上、戦力人材の円滑な登用を促進しております。

これらの取り組みを通じて、従業員が主体的に能力開発に取り組むことのできる環境を整備し、持続的な成長を支える組織基盤の構築を進めております。

研修分類	内容
階層別研修	各階層の従業員が必要となる知識・スキルを習得するため、キャリアに合わせた研修プログラムを受講します
人材育成研修	主に配属部署でのOJT(On the job training)を中心に行われます。携わる業務について目標設定・振り返りを実施することによって職務遂行の過程で取り組み姿勢等を指導してまいります。また各階層で選択・選抜型研修を構築し、経営幹部や従業員のリスキリング研修機会を提供しております
目的別研修	全従業員が受講する研修プログラムです。業務遂行の基盤となるコンプライアンス、ハラスメントについて遵守すべき規程やサステナビリティ課題について学んでまいります
職能別研修	配属部門で必要となる専門知識を習得し、会社経営へ貢献できるプロフェッショナルを目指す研修となります

「リテンションの強化」

当社グループが、変化の激しい事業環境・社会情勢の中で企業価値を向上させていくには、多様な価値観を持つ従業員一人ひとりが、当社グループのミッションを共通の価値観とし、仲間やパートナーと連携して挑戦を続けることが重要であると認識しております。企業理念の浸透と実践の機会を通じて、従業員が成長を実感し、エンゲージメントを高めることで、人材の定着及び組織の安定的な運営につなげてまいります。

多様な働き方の推進

多様な人材の活躍を実現するためには、従業員の働き方改革や様々な両立支援の取り組みが重要であると認識しております。当社グループでは、妊娠(配偶者の妊娠を含む)・出産・育児・介護・疾病治療など、ライフステージの様々な変化に左右されることなく、多様で柔軟な働き方のもとで能力を発揮できる環境整備に取り組んでおります。

育児と仕事の両立については両立支援面談などの実施等を通じて、出産・育児休業後の円滑な復帰支援や、男性育児休業取得促進に向けた社内醸成の強化を図っております。その結果、2025年度の育児休業取得率は女性100%、男性87.5%となっており、男女ともに高い取得水準となっております。また、育児休業を取得した従業員の全員が復職しております。

こうした高い水準の両立支援体制が評価され、当社は2025年8月に「プラチナくるみん認定」を取得しております。今後も更なるワークライフバランスの向上を目指し、育児・介護休業法で定められた短時間勤務の対象年齢の拡充等の制度整備に加え、制度の運用定着及び職場環境づくりを通じて、従業員の定着ならびに中長期的な人材基盤の安定化につなげてまいります。

エンゲージメント向上への取り組み

企業価値向上のためには、一人ひとりがやりがいを持って生き生きと働き、個々の能力を最大限発揮していくことが重要だと認識しております。そのためには組織と個人が共に成長・貢献し合う信頼関係が必要不可欠であります。

当社グループでは、2022年より従業員エンゲージメントサーベイを定期的に行っており、従業員が仕事に対してどの程度の関心を持っているか、どの程度満足しているかなどを定量的に把握し、組織のパフォーマンスの向上、生産性の向上、従業員のモチベーションの向上、離職率の低減などにつなげております。

さらには、強い組織づくりとモチベーション向上のため1on1ミーティングなどの対話を通じ理念の浸透や組織風土の醸成、上長と部下のコミュニケーション促進、自己成長や健康に配慮し従業員エンゲージメントの向上につなげております。

これらの結果を踏まえて人材の確保や定着に関するリスクを適切に把握することで、従業員の活力と会社の業績向上、事業の持続的な成長を支える優秀な人材の定着へと結び付けております。

また、タウンホールミーティングを定期的で開催し、経営陣と従業員が直接対話できる場を設けております。社長を含む経営陣が現場の声をダイレクトに聴き、素早く経営に反映させることを目的とするとともに、経営陣と現場の円滑なコミュニケーションの場として活用されております。

リスク管理

リスク管理については、「(1) サステナビリティ共通 リスク管理」をご参照ください。

指標及び目標

当社グループでは、上記「戦略」において記載した人材の採用・育成に関する方針、及び社内環境整備に関する方針について次の指標を用いております。当該指標に関する主要な目標及び実績は次のとおりでございます。目標については、当社グループの事業運営状況や社会環境の変化に応じて、検討及び目標の設定を進めてまいります。

指標	実績		
	2023年度	2024年度	2025年度
新卒採用比率(%)	34.4	42.1	25.0
キャリア採用比率(%)	65.6	57.9	75.0
女性社員採用比率(%)	44.7	38.1	32.6
離職率(%)	9.5	12.1	11.6
男性管理職比率(%)	95.9	97.8	95.7
女性管理職比率(%)	4.1	2.2	4.3
女性育児休業取得率(%)	100.0	100.0	100.0
男性育児休業取得率(%)	66.7	44.4	87.5
有給取得率(%)	91.7	89.1	57.3
平均残業時間(時間)	17	19	16

3 【事業等のリスク】

[基本方針]

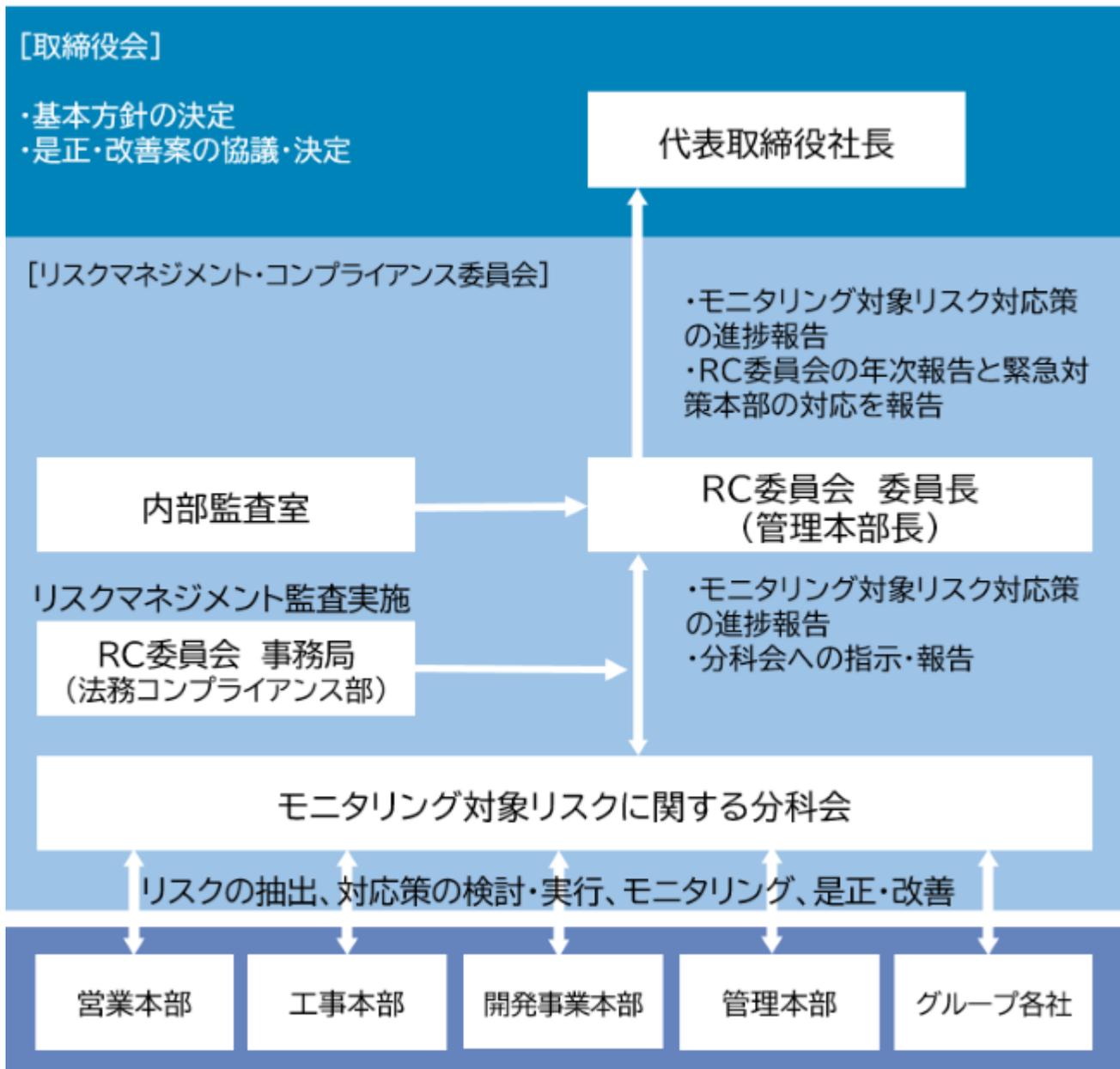
当社グループでは、物理的・経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせる要因となりうる事象をリスクと特定し、経営への影響度と発生可能性で評価し、アセスメント結果を基に当社グループとしての重要リスクを決定しております。その中でも、リスクが顕在化した場合に事業に重大な影響を及ぼすものをモニタリング対象リスクとして特定し、リスク対策の進捗などを重点的にモニタリングすることで、全社的なリスク対策の強化を図っております。

経営戦略を実行する上で、潜在するリスクが顕在化しないよう、適切な対応を定めるリスクマネジメント体制を構築するとともに、重大なリスクが発現した場合の損失を最小限に抑えるクライシスマネジメント体制も整えております。

[リスク管理体制]

当社グループのリスクマネジメントの推進にあたっては、管理本部長を委員長とし、各部門及びグループ会社の責任者が出席する「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を当連結会計年度中に5回開催し、同委員会において、外部環境、事業戦略、業務プロセス、法務・コンプライアンスの各項目にリスクを分類し、各分類から抽出されたリスクに影響度と発生可能性の観点から評価し、リスクアセスメントを実施しております。その中でも、企業活動に重大な影響が想定され、かつ当年度重点的に取り組むべきと評価したリスク項目をモニタリング対象リスクとして特定しております。その上で、特定したモニタリング対象リスクごとに関連部門から担当責任者が任命され、委員会下部にある分科会においてリスク対応策を検討・実行しております。進捗状況は、四半期ごとにモニタリングを通じて確認され、必要に応じた是正・改善が行われ、取締役会に報告しております。

[リスク管理体制図]



[主要なリスクとして認識している事項]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性のある全てのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済動向・社会・制度等の変化に関するリスク	外部環境
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループの事業は、不動産という社会インフラ、税や各種規制といった法制度、株式市場などの経済動向、海外投資家への販売増加に伴う各国の法規制や外国人の不動産取得に関する制度見直しの動向など、様々な要因の影響下にあります。これらに変化が生じた場合、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループは、多様な不動産関連商品・サービスを提供し、特定の事業に依存しないポートフォリオを構築することで、負の影響が生じた場合のリスクを最小化するのみならず、経済動向等の変化を事業成長の機会にも積極的に繋げていけるよう取り組みを進めております。</p> <p>2025年2月14日に策定した第3次中期経営計画においては、「資本コストと株価を意識した経営」「サステナビリティ経営」を経営方針として掲げ、「事業領域の拡大」と「新たな価値創造」の2つを事業戦略の軸とおき、更なる企業価値の向上に取り組んでおります。また、2025年からは新たにアセットマネジメント事業を立ち上げ、運用資産残高の拡大を通じた安定収益の確保にも努めております。</p>	

(2) 不動産小口化商品に係る税制見直しに関するリスク	外部環境
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループの事業は、各種税制度や法的規制の見直しの影響下にあるところ、2025年12月19日に公表された令和8年度税制改正大綱においては、不動産小口化商品に関する相続税評価方法の見直しの方針が明記されております。かかる税制の見直しにより投資家のニーズが変化した場合、不動産小口化商品の販売機会が損なわれ、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループは、不動産小口化商品にかかる投資家のニーズを的確に捉え、相続税評価方法の変化に関わらず、安定した需要の獲得に努めております。今後は、節税効果にとらわれず、分散投資のメリットを最大限訴求できる組成商品や組成スキームの多様化、出口戦略の拡充、販売ネットワークの拡大をより一層強化してまいります。また、同税制改正に伴う影響を適切に伝達するため、投資家に対するリスク説明を強化し、投資家への情報提供の充実を図っております。</p>	

(3) 仕入・販売に関するリスク	外部環境
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループの主力事業である不動産売買事業は、首都圏1都3県（東京、神奈川、千葉、埼玉）を中心に展開しており、居住用不動産の買取再販については参入障壁も低いいため、各社との競争環境が厳しくなっております。投資用不動産に関しましても大手不動産会社が新たに事業参入するなど、競争環境は年々厳しさを増しており、当社グループが目標とする利益率の確保が行えない環境となり、計画どおりの仕入・販売が行えない場合には、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループは、幅広いアセットタイプや価格帯を取り扱うこと、スピード感のある契約・決済手続きを行うことに加えて、2023年からは地方への営業所の展開も開始することで、不動産仲介会社及びアセットオーナーの幅広いニーズに応え、競合他社との差別化を図っております。他社では仕入が困難な物件でも、当社グループが長年培った経験及びデータに基づき、その立地・エリアの特性に合わせた物件に再生することで、厳しい条件下においても幅広く仕入・販売が行えるよう努めております。</p>	

(4) 有利子負債への依存と金利変動に関するリスク	事業戦略
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループは、不動産売買事業における中古不動産の買収資金を主に金融機関からの借入金によって調達しており、当連結会計年度末における有利子負債依存度は58.8%となっております。このため、今後、金融情勢の変動によって金利上昇や金融機関の融資姿勢が変化した場合には、支払利息の増加や仕入計画の変更等により当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>有利子負債依存度に関しましては、その数値を65%以下とすることを財政健全性の一つの指標としており、自己資本比率やネットD/Eレシオを含めた指標を常に管理することで、財政状態を強化しております。加えて、当社グループは特定の金融機関に依存することなく、個別案件毎に販売計画の妥当性を分析したうえで借入金の調達を行うことで、取引金融機関との円滑な取引関係を構築しております。</p>	

(5) 財務制限条項に関するリスク	事業戦略
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社は、2025年3月14日開催の取締役会決議に基づき8行の金融機関とシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、財務制限条項が付されており、これらの条項に抵触した場合、期限の利益を喪失し、当社の財務状態に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループにおいては、第3次中期経営計画において、自己資本比率、ネットD/Eレシオ等の財務指標を重要な経営指標(KPI)として設定しております。</p> <p>財務制限条項への抵触を防止する観点も踏まえて、これらの指標に基づき財務状況の推移を取締役にモニタリングし、健全な財務体質の維持・向上に努めております。また、一定の現預金水準の確保により、流動性リスクの低減も併せて図っております。</p>	

(6) 販売用不動産の評価損に関するリスク	事業戦略
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループが保有する販売用不動産については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号2019年7月4日改正分)を適用しております。期末に保有している販売用不動産のうち、投資用不動産については、減価償却を考慮した簿価と正味売却価額を比較し、正味売却価額が簿価を下回っている場合には商品評価損を計上することとしております。また、販売用不動産のうち、区分所有マンション、戸建等の居住用不動産については、取得価額と正味売却価額を比較し、正味売却価額が取得価額を下回っている場合には商品評価損を計上することとしております。今後、経済情勢や不動産市況の悪化等により、当初計画どおりに販売が進まない場合、販売用不動産が在庫として滞留する可能性があり、滞留期間が長期化した場合等は、期末における正味売却価額が簿価または取得価額を下回り、商品評価損を計上することも予測され、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループでは、不動産売買市場の動向を常に注視し、業績への影響の把握と事業の進捗管理や精度の向上に努めており、販売用不動産の保有中に市況変動があった場合でも適切に利益が確保できるよう、仕入価格を厳正に精査し決定しております。買取再販事業は仕入から販売まで短期間のサイクルではありますが、仮に長期在庫となった場合でも、正味売却価額の低下を極力抑制できるよう適切なりフォーム計画と賃料設定による投資利回りの改善・向上に努めています。</p>	

(7) 法的規制に関するリスク		法務・コンプライアンス		
リスクシナリオ				
<p>当社グループの属する不動産業界は、「宅地建物取引業法」「建設業法」「不動産特定共同事業法」「建築基準法」「都市計画法」「国土利用計画法」「借地借家法」「不当景品類及び不当表示防止法」「不動産の表示に関する公正競争規約」「金融商品取引法」等の各種法的規制を受けております。今後、これらの法的規制の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、当社グループでは、法的規制の遵守を徹底しておりますが、将来何らかの理由により法令違反の事象が発生し、監督官庁より業務の停止や免許の取消し等の処分を受けた場合には、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>				
リスク対策				
<p>当社グループでは、法務コンプライアンス部門が中心となって各種法的規制に対応し、従業員へのコンプライアンス研修やセミナーなどを実施して法令遵守・コンプライアンス意識を高めるとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の運営により、リスクマネジメント及びクライシスマネジメントの観点から、当社グループ全体の主要リスクに対する対応策の検討や、コンプライアンス違反の未然防止策の制定等を行っております。各種法的規制に改正がある場合などには、社内弁護士、外部機関、及び顧問弁護士とも連携して最新の情報を把握するよう努め、当社グループ内での周知徹底を図っております。</p> <p>なお、法的規制に関して、許認可等の有効期間が関係法令により定められているものは下表のとおりであります。</p>				
(当社)				
許認可等の名称	許認可 (登録)番号	有効期間	関係法令	許認可等の取消又は更新拒否の事由
宅地建物取引業者免許	国土交通大臣 (4)第7987号	2025年5月14日から 2030年5月13日まで	宅地建物取引業法	同法第5条及び第66条
一級建築士事務所登録	東京都知事登録 第51257号	2025年7月20日から 2030年7月19日まで	建築士法	同法第26条
不動産特定共同事業者許可	東京都知事 第105号	-	不動産特定共同事業法	同法第36条
特定建設業許可	国土交通大臣 第028616号	2024年10月1日から 2029年10月1日まで	建設業法	同法第29条、第29条の2
(株式会社フジホーム)				
許認可等の名称	許認可 (登録)番号	有効期間	関係法令	許認可等の取消又は更新拒否の事由
宅地建物取引業者免許	東京都知事 (6)第75654号	2022年10月4日から 2027年10月3日まで	宅地建物取引業法	同法第5条及び第66条
マンション管理業者登録	国土交通大臣 (01)第034574号	2021年6月25日から 2026年6月24日まで	マンション管理業法	同法第47条
賃貸住宅管理業者登録	国土交通大臣 (01)第0002623号	2021年11月17日から 2026年11月16日まで	賃貸住宅管理業法	同法第6条
(株式会社ムゲンアセットマネジメント)				
許認可等の名称	許認可 (登録)番号	有効期間	関係法令	許認可等の取消又は更新拒否の事由
宅地建物取引業者免許	東京都知事 (1)第112095号	2025年3月22日から 2030年3月21日まで	宅地建物取引業法	同法第5条及び第66条
第二種金融商品取引業 投資助言・代理業登録	関東財務局長 (金商)第3500号	-	金融商品取引法	同法第52条

(8) 情報セキュリティ等に関するリスク	法務・コンプライアンス
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループでは、各事業において個人情報をはじめとする多くの機密情報を取り扱っております。これらの機密情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関連する諸法令の遵守と適正な取り扱いの確保に努めておりますが、情報セキュリティインシデント発生等の不測の事態により、万一、機密情報が外部へ漏えいした場合、社会的信用の低下等により、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。また、サイバー攻撃等により情報システム障害その他の損害が発生した場合、当社グループの事業継続に重大な影響が生じる可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループにおいては、情報システム部門及び法務コンプライアンス部門を中心に、機密情報や個人情報等の取扱いに関する啓蒙活動や研修を実施することで、人為的ミスによる情報漏洩の未然防止に努めております。また、情報の取扱いに関する規程の策定及び見直しを行い、情報セキュリティに関するガバナンス強化を図っております。万が一、サイバー攻撃を含む情報セキュリティインシデント等の事象が発生した場合においても、リスクを適切にコントロールし事業活動へ与える負の影響を最小化すよう、情報システムに係る体制基盤の強化に努めております。</p>	

(9) 契約不適合責任・訴訟等に関するリスク	法務・コンプライアンス
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループでは、販売する中古再生不動産について、民法及び宅地建物取引業法の規定に基づき、引渡し後最低2年間の契約不適合責任を負っております。また、販売する新築住宅については、民法及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づき、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵について、引渡し後10年間の担保責任を負っております。そのため、販売した物件に契約不適合があった場合には、当該不適合部分の補修や損害賠償、契約の解除等により予定外の費用を負担せざるを得ないことがあります。</p> <p>また、販売した物件について、現時点で業績に直接影響を及ぼす重要な訴訟を提起されている事実はありませんが、業務手続に適法性や適切性を欠いた場合にはクレーム等を受け、それらの係争に起因する訴訟が発生する可能性があります。</p> <p>今後上記のような事態が発生した場合、その内容及び結果によっては、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループにおいては、品質管理を徹底するために、リフォーム工事の施工前及び完了時に独自のチェックリストを用いて品質のチェックを行うことで、品質の確保に努めております。また、対象となる居住用不動産については、保証書を発行し、引渡し後6か月の時期に点検を行い不具合等の修補を行うことで、アフターサービスの強化を図っております。さらに、このような訴訟・係争ないしは請求が生じることのないよう、クレーム低減に向けた施策を講じる等、社内体制の整備に努めております。</p> <p>万が一訴訟・係争ないしは請求が発生した際には、社内弁護士を中心として迅速に事案を把握し対応を行う体制を構築することにより、リスクの最小化に努めております。</p>	

(10) 自然・人為的災害に関するリスク	外部環境
<p>リスクシナリオ</p> <p>当社グループは、首都圏1都3県（東京、神奈川、千葉、埼玉）を中心に、全国の各地方都市にも不動産買取再販事業を展開しており、取り扱う中古不動産も全国に所在しております。日本各地において、地震・火災・水害等の自然災害、大規模な事故やテロ等の人為的災害が発生した場合、当社グループの役職員の安全が脅かされ、当社グループの事業継続が困難となる可能性や、当社グループの所有する中古不動産が滅失、毀損または劣化し販売価値や賃貸収入が著しく減少する可能性があります。</p>	
<p>リスク対策</p> <p>当社グループにおいては、自然災害や人為的災害等の緊急事態に遭遇した際に損害を最小限に抑え、重要な業務を継続し、早期復旧を図れるよう、災害発生時における事業継続に関する行動計画（BCP）を策定しております。</p> <p>また、保有する不動産の選定及び管理に関して、旧建築基準法適用時に建設された物件の保有を控え、保有した場合でも耐震性に関する診断を厳密に行うことで、大規模な地震発生時の影響の最小化を図っております。</p>	

(11) 人材の確保に関するリスク	業務プロセス
---------------------	--------

リスクシナリオ

当社グループは、様々な経営課題克服のため、優秀な人材を継続的に確保・育成していくことが最重要課題であると認識しております。従って、今後も優秀な人材の中途採用、優秀な学生の新卒採用及び教育・研修制度の充実を図り、当社グループの経営理念を理解した責任ある社員の育成を行っていく方針であります。しかしながら、当社グループの求める人材の確保・育成が想定どおりに進まない場合には、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

リスク対策

当社グループにおいては、多角的な採用チャネルを選定し、当社グループのカルチャーやバリューに沿った能力を発揮出来る見込みのある潜在層へのアプローチを積極的に図り、優良人材の獲得に努めております。また、若年層の従業員及び新卒採用社員に対する教育プログラムを充実化させ、積極的かつ効果的に研修を実施することで、早期の戦力化を図っております。さらに、離職率低下を目的として、中途採用・新卒採用を問わず、入社後のフォローアップを行う等、社員が定着しやすい就業環境の整備に努めております。

(12) 開発行為における取引先倒産等に関するリスク

外部環境

リスクシナリオ

当社グループにおいて、販売用の一棟建物を建設する場合は、外部の建設業者へ発注しております。そのため、当社グループの選定基準に合致する建設業者を十分に確保できなかった場合や、発注先建設業者の経営困難又は労働者不足により工期遅延並びに外注価格の上昇が生じた場合には、当社グループの経営成績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

リスク対策

当社グループでは、外部建設業者とのネットワークの拡充を図ることで、特定の建設業者に依存することのない施工体制の構築に努めております。社員や取引先等の関係者を通じて建設業者を紹介していただくなど、積極的な新規開拓に取り組むことで協力業者の確保に努めるとともに、既存建設業者との良好な関係の維持・強化も図っております。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による影響が一部の産業に見られるものの、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかに回復しております。一方で、米国の政策動向や物価上昇の継続がわが国の景気を下押しするリスクに加え、金融資本市場の変動による影響など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する不動産業界におきましては、日本銀行による政策金利の引き上げが実施され、金利水準としては約30年ぶりの高さに到達しておりますが、不動産市場への影響は限定的にとどまっております。こうした中、不動産投資市場は回復・活発化の動きを見せており、投資用不動産の需要は依然として高い状況が継続しております。居住用不動産についても底堅い需要が維持されており、市場全体として引き続き堅調に推移しております。

東日本不動産流通機構（東日本レイズ）によれば、2025年における首都圏の中古マンション成約件数は49,114件（前年比31.9%増）で、3年連続で前年を上回りました。成約平米単価は82.98万円（同7.9%増）で、13年連続の上昇となり、この13年で117.3%上昇しております。また、成約価格においても5,200万円（同6.3%増）と成約平米単価と同様に13年連続で上昇しました。成約物件を価格帯別に見ると、1億円超の成約件数、構成比率ともに拡大しており、首都圏全体の1割以上を占めています。12月の在庫件数は、43,381件と前年同月比で3.6%減少しました。

このような事業環境の下、当社グループの主力事業である不動産買取再販事業は、円安及び低金利環境を背景に国内外投資家からの需要が堅調に推移し、投資用不動産及び居住用不動産ともに売上高・売上総利益が前年を上回って着地しております。特に、収益性を重視した販売により、粗利率は計画を上回る水準で推移しました。仕入面は、地方エリアも含めて投資用不動産の大型物件を中心に積極的な仕入活動を推進し、投資用不動産の仕入額は292億82百万円（前期比57.9%増）と大きく伸長しております。また、ホテルやヴィラ等の新たなアセットを取り扱うことで、事業領域の拡大を図ってまいりました。

不動産開発事業は、当社オリジナルブランドである「サイドプレイス」シリーズの竣工を進め、当期は1棟竣工となりました。販売においては、リーシング・販売活動の強化を進めた結果、1棟売却しております。

不動産特定共同事業は、「令和8年度税制改正大綱」の公表に伴い、不動産小口化商品の販売動向に一部慎重さが見られ、「荻窪プロジェクト」は当期中の完売には至りませんでした。そのため、12月に第一期募集を終了し、組成を実施しております。第二期募集につきましては、2026年1月より募集を開始しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は682億62百万円（前期比9.8%増）、営業利益は110億49百万円（同14.8%増）、経常利益は99億51百万円（同12.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は66億59百万円（同9.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(不動産売買事業)

不動産買取再販事業におきましては、投資用不動産の販売が224件（前期比47件増）、平均販売単価は1億37百万円（同9.8%減）となり、売上高は308億66百万円（同14.1%増）となりました。また、居住用不動産の販売は、419件（前期比62件減）、平均販売単価は77百万円（同33.2%増）となり、売上高は324億38百万円（同16.0%増）となりました。

不動産開発事業は、販売が1件（前期比4件減）、売上高は6億32百万円（同74.8%減）となりました。

不動産特定共同事業は、プロジェクト2件の組成と荻窪プロジェクトの第一期募集が終了し、売上高は13億1百万円（前期比39.2%減）となりました。

以上の結果、売上高は653億27百万円（前期比9.3%増）、セグメント利益（営業利益）は133億90百万円（同18.8%増）となりました。

(賃貸その他事業)

賃貸その他事業におきましては、不動産賃貸収入が27億35百万円（前期比23.2%増）となりました。

以上の結果、売上高は29億35百万円（前期比20.9%増）、セグメント利益（営業利益）は7億12百万円（同3.2%減）となりました。

(注)「投資用不動産」は、一棟賃貸マンション及び一棟オフィスビル等の賃貸収益が発生する物件を購入者が主に投資用として利用する不動産として区分し、「居住用不動産」は、区分所有マンションを中心に購入者が居住用として利用する不動産、及び土地等も含まれております。

財政状態の状況

当連結会計年度末における財政状態は、総資産は1,066億98百万円（前期比21.9%増）、総負債は708億96百万円（同27.9%増）、純資産は358億2百万円（同11.6%増）となりました。

(資産)

総資産の主な増加要因は、販売用不動産（仕掛販売用不動産も含む）が152億56百万円、有形固定資産が31億56百万円、投資有価証券が11億70百万円増加した一方、現金及び預金が12億97百万円減少したことによるものであります。

(負債)

総負債の主な増加要因は、長期借入金（1年内返済予定を含む）が109億17百万円、短期借入金が増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産の主な増加要因は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金が66億59百万円増加した一方、利益剰余金の配当により34億72百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ13億27百万円減少し、191億73百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動の結果、使用した資金は、67億56百万円（前連結会計年度は、26億円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益99億47百万円の計上があった一方、棚卸資産の増加額156億5百万円、法人税等の支払額34億6百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動の結果、使用した資金は、49億75百万円（前連結会計年度は、3億12百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入18億97百万円があった一方、有形固定資産の取得による支出38億27百万円、定期預金の預入による支出19億27百万円、投資有価証券の取得による支出11億70百万円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動の結果、獲得した資金は、104億3百万円（前連結会計年度は、8億25百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入れによる収入371億28百万円、社債の発行による収入40億57百万円、短期借入金の純減額29億7百万円があった一方、長期借入金の返済による支出262億10百万円、社債の償還による支出39億99百万円、配当金の支払額34億72百万円があったことによるものであります。

仕入及び販売の状況

(生産実績)

当社グループは、中古不動産の売買事業及び賃貸その他事業を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、該当事項はありません。

(受注実績)

当社グループは、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(販売実績)

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)			
	セグメントの名称	販売件数	前年同期比 (%)	販売高(百万円)
不動産売買事業	647	97.1	65,327	109.3
賃貸その他事業	-	-	2,935	120.9
合計	647	97.1	68,262	109.8

(注) セグメント間取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度と比較して60億75百万円増加の682億62百万円（前連結会計年度比9.8%増）となりました。これは、不動産売買事業の売上高が55億68百万円増加の653億27百万円（同9.3%増）となったことによります。この不動産売買事業の内、投資用不動産は、円安及び低金利環境を背景に、国内外の投資家への販売が好調に進捗し、売上高は38億22百万円増加の308億66百万円（同14.1%増）と前期を上回る結果となりました。居住用不動産につきましても、新築不動産価格の高騰を背景とした中古不動産への需要の高まりを受け、高価格帯物件を中心に販売が堅調に推移し、売上高は44億80百万円増加の324億38百万円（同16.0%増）と前期を上回る結果となりました。

賃貸その他事業の売上高は、5億6百万円増加の29億35百万円（同20.9%増）となりました。賃貸その他事業の売上高の殆どを占める賃貸収入は、投資用不動産の仕入から販売までの保有期間中、及び当社が固定資産として保有する物件から計上されます。当連結会計年度において、投資用不動産の在庫及び固定資産が前期比で増加したことから、賃貸その他事業の売上高は前期を上回る結果となりました。

詳しくは「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご参照ください。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度と比較して33億12百万円増加の489億34百万円（前連結会計年度比7.3%増）となりました。また、売上総利益は前連結会計年度と比較して27億63百万円増加の193億28百万円（同16.7%増）となりました。なお、売上総利益率は、1.6ポイント上昇して28.3%（前連結会計年度は26.6%）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比較して13億37百万円増加の82億78百万円（前連結会計年度比19.3%増）となりました。これは主に、人員採用に伴う人件費が7億2百万円、販売用不動産の仕入に伴う租税公課が5億69百万円増加したことによります。営業利益は不動産買取再販事業において高い収益性を確保できたことから、14億26百万円増加の110億49百万円（同14.8%増）となりました。なお、売上高営業利益率は0.7ポイント上昇して16.2%（前連結会計年度は15.5%）となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は、前連結会計年度と比較して45百万円増加の1億32百万円(前連結会計年度比53.1%増)となりました。これは主に受取利息が26百万円、雑収入が12百万円増加したことによります。

営業外費用は、前連結会計年度と比較して3億78百万円増加の12億29百万円(同44.5%増)となりました。これは主に、仕入に係る借入金の増加により、支払利息が1億94百万円、支払借入手数料が1億71百万円増加したことによります。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度と比較して10億93百万円増加の99億51百万円(前連結会計年度比12.3%増)となりました。なお、売上高経常利益率は0.3ポイント上昇して14.6%(前連結会計年度は14.2%)となりました。

(特別利益、親会社株主に帰属する当期純利益)

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度と比較して5億73百万円増加の66億59百万円(前連結会計年度比9.4%増)となりました。なお、売上高当期純利益率は0.03ポイント減少して9.8%(前連結会計年度は9.8%)となりました。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載されているとおりであります。

また、当社グループにおける重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載されているとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは、不動産買取再販事業に係る販売用不動産の仕入れであります。販売用不動産の仕入れは、個別の販売用不動産を担保とした金融機関からの借入金及び販売活動によるキャッシュ・フローで獲得した資金によって行っております。当該販売用不動産は一年以内を目的に販売することとし、借入金は、月例約定返済を織り込みつつ、販売用不動産の販売時に一括返済することを基本方針としており、資金の流動性は十分に確保されております。

また、上記のほか資金調達的手段として、社債の発行、不動産特定共同事業の運営及びクラウドファンディングを活用したファンドの組成等を行い、資金調達の補助的な役割を担っております。これらで得た資金については、事業拡大のための投資資金及び安定した賃貸家賃収入を獲得するための長期保有目的不動産の購入等に充てられております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

2025年12月期を初年度とする第3次中期経営計画を策定し、以下のとおりの計画数値・経営指標を掲げております。

第3次中期経営計画の経営指標(2025年12月期~2027年12月期)

2025年12月期は、成長性を示す売上高成長率(CAGR)及びEPS成長率(CAGR)、資本効率性を示すROEは目標を下回る結果となりました。一方で、財務健全性を示す自己資本比率は目標の範囲内であり、株主還元は、計画のとおり中間配当を実施し、配当性向においても目標を達成しました。

主力事業である不動産買取再販事業の仕進んだことにより、有利子負債は増加したものの、ネットD/Eレシオは目標レンジを若干下回る程度であり、今後の事業規模の拡大に向け、財務の健全性にも留意しながら、最適な資金調達を行ってまいります。

2026年12月期も引き続き、財務健全性の維持や株主還元の充実を図りつつ、成長性及び効率性指標である売上高の拡大及び利益の確保を行う計画としております。

経営指標		目標数値	当連結会計年度
成長性	売上高成長率（CAGR）（注）1	20.0%以上	9.8%
	EPS成長率（CAGR）（注）2	15.0%以上	9.9%
資本効率性	ROE	20.0%以上	19.7%
財務健全性	自己資本比率	30.0～35.0%	33.5%
	ネットD/Eレシオ	1.2倍～1.5倍	1.2倍
株主還元	配当性向	40%以上	40.0%
	中間配当の実施	中間・期末の年2回の実施 を基本方針とする	中間配当45円 実施 期末配当69円 予定

（注）1．売上高成長率は、2024年度の売上高を基準年度としております。

2．EPS成長率は、2024年度のEPSを基準年度としております。

5 【重要な契約等】

（社債に付される財務上の特約）

当社は、以下のとおり、財務上の特約が付された第1回期限前償還条項付無担保社債を発行いたしました。

1．社債の発行日

2025年6月30日

2．社債の期末残高

3,600百万円

3．償還期限

2028年6月30日

4．担保・保証の内容

担保及び保証は付されておらず、特に留保されている資産はありません。

5．特約の内容

（1）担保提供制限

当社が国内で発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債のために担保権を設定する場合には、同順位の担保権を設定する。

（2）純資産額の維持

当社の連結の中間期及び通期の貸借対照表に示される純資産合計を、直前の連結会計年度末日における連結の通期の貸借対照表に示される純資産合計の75パーセントに相当する金額以上に維持しなければならない。

（3）利益維持

当社の連結の中間期及び通期の損益計算書に示される経常損益の金額が、2期連続して損失とならないように維持しなければならない。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等は3,835百万円(無形固定資産を含む)であり、その主な内訳は不動産賃貸事業における建物・土地の取得及び使用目的マンションの取得によるものであります。

また、当連結会計年度においてマンション(賃貸用不動産)2棟を販売用不動産へ振替えたことにより、555百万円減少しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	-	本社機能	66	19	8	-	2	50	146	203
大阪支店 (大阪府大阪市北区)	-	事務所	44	-	1	86 (230.51)	0	-	132	24
賃貸用不動産 (東京都中野区)	賃貸 その他 事業	賃貸用 不動産	270	-	-	884 (1,148.32)	-	-	1,154	-
賃貸用不動産 (千葉県千葉市美浜区)	賃貸 その他 事業	賃貸用 不動産	375	-	-	333 (1,343.13)	-	-	708	-
賃貸用不動産 (東京都墨田区)	賃貸 その他 事業	賃貸用 不動産	243	-	-	403 (181.98)	-	-	646	-
賃貸用不動産 (東京都江東区)	賃貸 その他 事業	賃貸用 不動産	204	-	-	253 (188.41)	-	-	458	-

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち、「その他」は電話加入権及びソフトウェアの合計であります。

3. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備 の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物	工具、器 具及び備 品	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	
(株)フジ ホーム	本社 (東京都 千代田区)	-	本社 機能	19	0	-	0	-	20	35
(株)フジ ホーム	賃貸用不動 産 (東京都 小平市)	賃貸 その他 事業	賃貸用 不動産	263	-	453 (1,782.80)	-	-	716	-
(株)フジ ホーム	賃貸用不動 産 (千葉県 松戸市)	賃貸 その他 事業	賃貸用 不動産	223	-	237 (476.09)	-	-	460	-

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 従業員数は、提出会社から子会社への出向者を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年3月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	24,361,000	24,361,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。
計	24,361,000	24,361,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

.2015年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2015年4月10日開催の取締役会決議により発行した2015年新株予約権は以下のとおりです。

2015年4月10日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役(社外取締役を除く)6名、子会社取締役1名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数(個)	96(注)1	96(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,200(注)1	19,200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2015年5月1日～2045年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,210 資本組入額 605 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。(注)3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株でしたが、2016年7月1日をもって、普通株式1株を2株に分割しており、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、以下に基づき、200株となっております。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
3. 行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の定時株主総会において変更しております。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編存続会社」という。)の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること、又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

.2016年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2016年4月11日開催の取締役会決議により発行した2016年新株予約権は以下のとおりです。

2016年4月11日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）5名、子会社取締役1名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	100(注)1	100(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000(注)1	20,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	2016年4月29日～2046年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 914 資本組入額 457 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。(注)3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株でしたが、2016年7月1日をもって、普通株式1株を2株に分割しており、各新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、以下に基づき、200株となっております。

割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の定時株主総会において変更しております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

.2017年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2017年4月10日開催の取締役会決議により発行した2017年新株予約権は以下のとおりです。

2017年4月10日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）5名、子会社取締役1名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000	20,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	2017年4月28日～2047年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 596 資本組入額 298 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。(注)3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行えることができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の

定時株主総会において変更しております。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

.2018年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2018年4月10日開催の取締役会決議により発行した2018年新株予約権は以下のとおりです。

2018年4月10日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）4名、子会社取締役1名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	220	220
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,000（注）1	22,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	2018年4月28日から2048年4月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,101 資本組入額 551（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。（注）3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2．新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3．行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の定時株主総会において変更しております。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

.2019年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2019年4月11日開催の取締役会決議により発行した2019年新株予約権は以下のとおりです。

2019年4月11日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）5名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000（注）1	20,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	2019年4月27日から2049年4月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 298 資本組入額 149（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。（注）3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2．新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3．行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の定時株主総会において変更しております。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
(イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
(オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

.2020年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2020年4月13日開催の取締役会決議により発行した2020年新株予約権は以下のとおりです。

2020年4月13日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）5名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000（注）1	20,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	2020年4月29日から2050年4月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 174 資本組入額 87（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。（注）3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2．新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

（1）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

（2）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3．行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合においては執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の

定時株主総会において変更しております。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

.2021年新株予約権

2015年3月27日開催の株主総会決議に基づき2021年4月14日開催の取締役会決議により発行した2021年新株予約権は以下のとおりです。

2021年4月14日決議 付与対象者の区分及び人数：当社取締役（社外取締役を除く）5名		
区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
新株予約権の数（個）	200	200
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000（注）1	20,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	2021年5月1日から2051年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 285 資本組入額 143（注）2	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は執行役員の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。（注）3 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行えることができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

（注）1．割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等を行う場合で、付与株式数の調整を行うことが適切なときには、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合又は株式無償割当ての場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、取締役会の決議により、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当該やむを得ない事情が止んだ日以降、速やかに通知する。

2．新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

- （1）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- （2）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 行使の条件として「当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使できる」旨定められておりましたが、執行役員制度導入に伴い取締役が執行役員に就任した場合には執行役員の退任時に行使することができるよう、2022年3月25日開催の定時株主総会において変更しております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編存続会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編存続会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
 - (1) 交付する再編存続会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の種類
再編存続会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)1. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編存続会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編存続会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(注)2. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編存続会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - (8) 新株予約権の取得条項
以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(オ)のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - (ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (イ) 当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - (ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - (エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - (オ) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
新株予約権者が、本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
その他の取得事由及び取得条件については、取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年4月3日(注)	6,000	24,361,000	2	2,552	2	2,475

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	20	137	59	39	25,533	25,790	-
所有株式数 (単元)	-	2,851	3,273	54,582	7,862	118	174,446	243,132	47,800
所有株式数 の割合(%)	-	1.17	1.35	22.45	3.23	0.05	71.75	100.00	-

(注) 1. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 自己株式875,891株は、「個人その他」に8,758単元、「単元未満株式の状況」に91株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
藤田 進	東京都港区	4,083,000	17.39
株式会社ドリームカムトゥルー	東京都港区南麻布3丁目9-14	2,100,000	8.94
株式会社夢現企画	東京都港区南麻布3丁目9-14	1,460,000	6.22
藤田 進一	東京都港区	1,420,900	6.05
株式会社セラネス	東京都文京区湯島3丁目18-10 706号	1,300,000	5.54
藤田 由香	東京都港区	700,000	2.98
庄田 桂二	東京都文京区	694,000	2.96
庄田 優子	東京都文京区	655,000	2.79
合同会社サライ	東京都大田区田園調布3丁目39-8	500,000	2.13
大久保 明	千葉県松戸市	249,000	1.06
計	-	13,161,900	56.04

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義で所有株式数を記載しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 875,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,437,400	234,374	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 47,800	-	-
発行済株式総数	24,361,000	-	-
総株主の議決権	-	234,374	-

(注) 「単元未満株式」の普通株式には、当社保有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ムゲンエステート	東京都千代田区大手町 一丁目9番7号	875,800	-	875,800	3.60
計	-	875,800	-	875,800	3.60

(注) 上記には、単元未満株式91株は含まれておりません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	1,720	0
当期間における取得自己株式	720	-

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式1,720株は、単元未満株式の買取請求40株と譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得1,680株によるものであります。
2. 当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得720株によるものであります。
3. 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式報酬制度の権利失効による無償取得による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	112,000	261	-	-
その他(社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブによる自己株式の処分)	106,320	214	-	-
保有自己株式数	875,891	-	876,611	-

- (注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けております。長期的な事業拡大のため財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続することを基本方針とし、業績の水準やバランスシートをベースとする資本コストや資本収益性等を総合的に勘案し利益配分を決定してまいりたいと考えております。また、中長期的な連結配当性向の目標水準を40%以上としております。

配当の実施については、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させるため、中間配当と期末配当の年2回実施を基本方針としております。これらの剰余金の配当について、中間配当の決定機関は取締役会、期末配当の決定機関は株主総会としております。

2025年12月期の期末配当金につきましては、1株当たり69円（年間配当額114円）とし、連結配当性向は40.0%を予定しております。

また、2026年12月期の配当につきましては、業績見通し並びに上記配当方針を勘案し、1株当たり130円（中間配当52円、期末配当78円）、連結配当性向は40.2%を予定しております。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、引き続き事業拡大に向け主力事業である不動産買取再販事業、成長事業である不動産開発事業及び不動産特定共同事業の物件取得、並びに人材・システム投資等へ積極的に活用していく予定であります。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2025年8月8日 取締役会決議	1,052	45.00
2026年3月26日 定時株主総会決議（予定）	1,620	69.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社是として、経営の考え方の根幹であり社名の由来でもある『夢現 - 夢を現実に - 』を掲げ、お客さまの夢を実現することで会社としても成長し、ステークホルダーを含めたすべての人の夢の実現を目指します。

そのために、ミッションを、『不動産に新たな価値を創造し、すべての人の豊かな暮らしと夢に挑戦する』とし、事業活動を通して地球温暖化、少子高齢化、空き家問題や住宅ストックの老朽化等、不動産業界が抱える数々の社会課題の解決に取り組み、持続的な企業価値の向上を目指します。

また、ミッションの実現に向けた、行動の基軸として『速さを追求』『あくなき挑戦』『多様な連携』『先を見通す』『貫く責任』の5つのバリューを定めております。

当社では、この企業理念の実現のために最も必要な施策は、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化であり、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、

株主の権利・平等性の確保、株主以外のステークホルダーとの適切な協働、適切な情報開示と透明性の確保、取締役会等の責務の履行、株主との対話を基本原則として踏まえコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

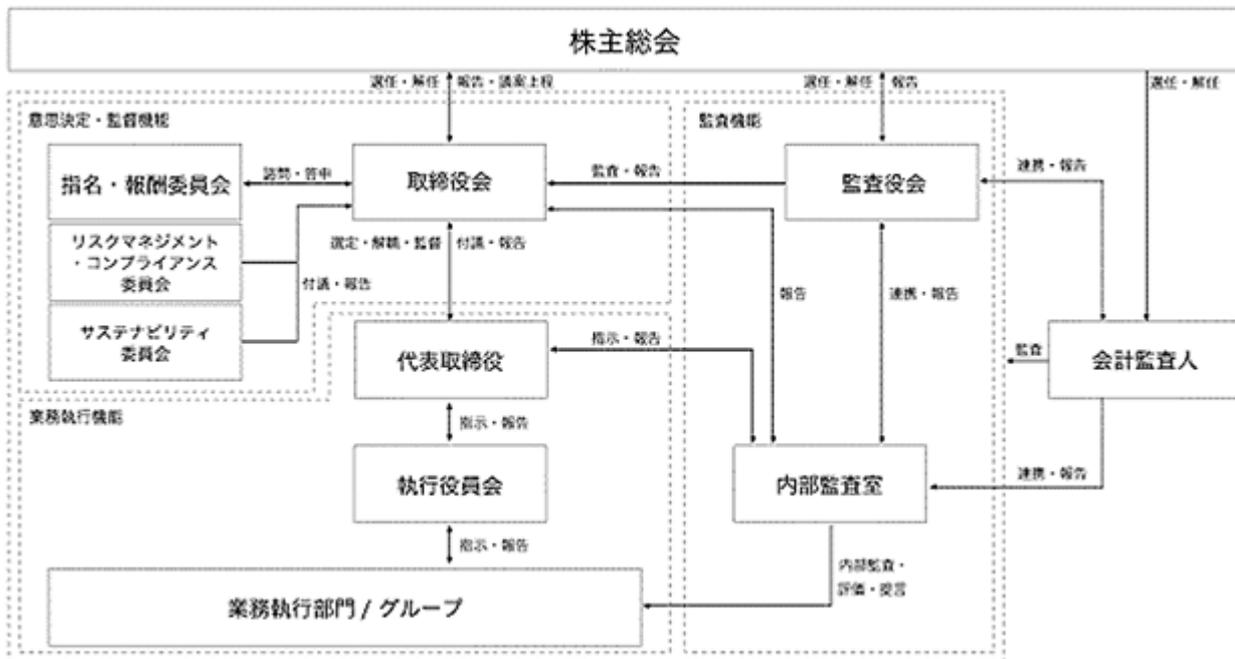
イ．会社の機関の基本説明

当社は、株主総会決議のもと、取締役、監査役を選任し、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。

また、経営機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの確立のため、内部監査室の設置及び執行役員制度を導入し監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役員会）の分離を行っております。

当社の業務執行・経営監視及び内部統制の仕組みを図に示すと下記のとおりであります。

当社の業務執行・経営監視及び内部統制の仕組み



ロ．当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、当社を取り巻く事業環境に適切に対応し、継続的に企業価値を向上していくために、迅速な意思決定を行うことが重要と考えており、現在の体制を採用しております。提出日（2026年3月24日）現在、社外取締役3名を含む取締役5名による取締役会の迅速な意思決定と活性化を図るとともに、常勤監査役1名、社外監査役3名を含む監査役会により客観的で中立的な経営監視機能を備えることで、経営の透明性及び公正性を確保しております。

なお、当社は、2026年3月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、取締役6名（うち社外取締役3名）、社外監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）となります。当該議案が承認可決された場合の役員の状況及びその任期は、後記「（2）役員の状況 役員一覧b.」のとおりです。

ハ．会社の各機関の内容

会社の機関の内容は次のとおりであります。

1) 株主総会

当社の株主総会は事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に代表取締役社長が招集することを定款に定めております。

2) 取締役会

当社の取締役会は、重要事項を意思決定するとともに、業務執行を監督することを目的としており、取締役5名（うち社外取締役3名）で構成しております。取締役会は月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会は、全取締役の過半数にあたる取締役の出席により成立し、その決議は出席取締役の過半数をもって行います。特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができないとしております。取締役の選任理由は、株主総会招集通知等に記載しウェブサイト上に公開しております。

なお、監査役4名も恒常的に参加出席し、適宜意見を述べております。

3) 監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役間の連携を強化し、監査役監査の実効性を高めるべく、監査役4名（常勤監査役1名、社外監査役3名）で監査役会を設置しております。監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議・報告・情報共有を行っております。

また、各監査役は、会計監査人並びに内部監査室と緊密に連携の上、経営監視、内部統制、会計監査、業務監査が一体として機能する体制を構築しております。各監査役は、定期的に各取締役に職務執行状況をヒアリングし、また会計監査人や内部監査室と随時緊密に連携、意見交換を行っており、取締役の職務執行状況を把握できる体制となっております。

4) 任意の指名・報酬委員会

当社は取締役及び執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。取締役会からの諮問に基づき、取締役及び執行役員の選解任、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針・報酬等・報酬限度額、その他の重要事項を審議し、答申を行います。

指名・報酬委員会の委員は取締役4名（うち社外取締役3名）で構成しており、委員長は代表取締役社長としております。なお、2025年は、指名・報酬委員会を計6回開催いたしました。

5) 執行役員会

当社は、取締役会が決定した基本方針に基づき、業務執行に関する重要事項を審議、決定するため、取締役会規程及び執行役員会規程に基づき取締役会にて選任された取締役を含む執行役員を構成員とする執行役員会を設置しております。なお、常勤監査役及び社外取締役が恒常的に参加出席しており、原則として週1回開催しております。

6) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社はリスクを事前に回避すること及び万一リスクが顕在化した場合に会社の損失の最小化を図ることを目的として、管理本部長を委員長とし各部門及びグループ会社の責任者を選任しリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し年5回開催しております。

7) サステナビリティ委員会

当社は中古不動産に新たな価値を創り出す事業そのものが、社会に大きく貢献していることを共有し、事業を通じた持続可能な社会の実現を目的として2022年7月にサステナビリティ委員会を設置いたしました。当委

員会は当社のサステナビリティ活動に関する全体計画の立案、進捗状況のモニタリング、達成状況の評価を行い、定期的に取締役会に報告・提言を行います。当委員会は取締役会が選任した委員により構成され、委員長は代表取締役社長としております。また必要に応じて事業部門の責任者や社外取締役の出席を要請することで、サステナビリティ施策の有効性及び実効性を担保しており、年2回以上開催しております。

企業統治に関するその他の事項等

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、株主をはじめ、お客様、社会、使用人等のステークホルダーとの適切な関係を維持し、不動産販売業者としての社会的使命・責務を全うすることで長期的な業績向上と企業価値の増大に努めます。そのために、当社は、健全で透明性の高い内部統制システムを構築し、適切なコーポレート・ガバナンスを行ってまいります。

《内部統制システム構築の基本方針》

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行における法令及び定款への適合の確保、ならびに損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号及び第4号)
 - (1) 取締役会は、リスク管理体制を構築するとともに、取締役、執行役員及び使用人(以下、「取締役等」という)の職務の執行が法令等に適合することを確保します。また、内部通報規程に定める内部通報制度を運用する等し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。なお、リスクマネジメントの推進にあたっては、リスク管理規程に基づき「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、リスクの把握、それに対する再発防止策やリスク低減等に関する施策を審議するとともに、有効性に対する評価・モニタリングを行い、その結果を取締役会へ報告しております。
 - (2) 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を企業防衛の観点から必要不可欠なものと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。
2. 取締役の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存及び管理について
(会社法施行規則第100条第1項第1号及び第3号)
 - (1) 取締役会は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役等の適正かつ効率的な職務執行環境を整備します。
 - (2) 取締役会は、文書管理規程等必要な諸規程を定め、主要会議の議事録やその資料及び業務執行に係る重要書類や報告書等について適切に保存管理します。なお、取締役及び監査役は常時これらの記録を閲覧できます。
3. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
 - (1) 取締役会は、当社の子会社を管理する部署及び規程を定め、当社及びその子会社から成る企業集団における職務執行の法令及び定款への適合の確保、ならびにリスク管理の体制について監督し、適正かつ効率的な事業運営を行います。
 - (2) 取締役会は、必要に応じて、当社の子会社に対してその役員及び使用人の職務の執行状況等についての報告を求めます。また、当社及び当社の子会社は、それぞれが当社の内部監査部門による監査を受けることを通じて、企業集団における業務の適正を確保する体制を維持いたします。
4. 監査役職務の補助要員の配置と独立性及び当該補助要員に対する指示の実効性の確保について
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)
 - (1) 取締役会は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役スタッフを配置します。
 - (2) 監査役スタッフは監査役の指揮命令により業務を行います。当該監査役スタッフの異動や評価・処遇については予め監査役の同意を得た上で決定します。
5. 監査役への報告、費用等の処理及び監査役監査の実効性を確保するための体制について
(会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号、第6号及び第7号)
 - (1) 当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人は、当社監査役の求めに応じて、会社経営及び事業運営上の重要事項や業務執行の状況及び結果について報告します。また、子会社の役員、及び子会社の使用人からこれらの事実について報告を受けた者は、当該事実を直ちに当社監査役へ報告します。
 - (2) 当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人は、法令等の違反等、当社及びその子会社から成る

企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査役に対して報告します。また、子会社の役員、及び子会社の使用人からこれらの事実について報告を受けた者は、当該事実を直ちに当社監査役へ報告します。

- (3) 当社は、当社監査役に内部通報制度による報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役等、子会社の役員、及び子会社の使用人に周知徹底します。
 - (4) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い、または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
 - (5) 代表取締役社長は、監査役と適宜に会合をもち意思疎通を図るほか、監査役が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。
6. 上記の内部統制システムの整備及び運用に関し、内部監査部門が当社及びその子会社から成る企業集団の内部監査を実施し、監査役は取締役等の職務の執行状況を監査します。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理規程に基づき、取締役会が適切かつ迅速なリスクマネジメントを行うとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、定期的なリスク及びコンプライアンス上の問題を協議し、解決を図っております。また、法務コンプライアンス部が平時のリスクマネジメント活動を推進しております。

取締役会は、業務上のリスク及びその対策手段等の洗い直しを執行役員会に委任し、必要に応じその報告を受けるものとしております。

また、リスクが顕在化した場合には定められた手順に従い代表取締役社長へ報告するとともに、緊急事態対応規程に従い代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、当該リスクに対応することとなっております。

八．取締役会で決議できる株主総会決議事項

1) 取締役会決議による中間配当の実施

当社は、機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）を実施することができる旨を定款に定めております。

2) 取締役会決議による自己株式の取得について

当社は、自己の株式の取得について、経営状況等に応じて機動的な財務政策の遂行を可能とするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

3) 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

二．取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨定款で定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、また、累積投票によらない旨定款に定めております。

ヘ．株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議（いわゆる特別決議）は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行い旨定款に定めて

おります。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役、社外監査役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役、社外監査役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

チ．役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社グループは、2016年5月以降の取締役、監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定の役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社と締結しており、被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

リ．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針

当社の主要株主である当社代表取締役会長 藤田進氏の持株比率は、二親等以内の親族及び創業家の資産管理会社である株式会社ドリームカムトゥルー、株式会社夢現企画、株式会社セラネス並びに合同会社サライの所有株式を合計すると過半数となり支配株主に該当いたします。

当社は、少数株主保護のため全ての取引に関し、その適法性、内容の妥当性及び合理性を稟議規程等の諸規程に基づき吟味しております。特に株式会社ドリームカムトゥルー、株式会社夢現企画、株式会社セラネス並びに合同会社サライを含む支配株主及びその二親等以内の者との取引については、関連当事者取引として取り扱い、通常取引と比較して適正、妥当かつ合理的な取引であるかを取締役会に諮り、利害関係者を除く取締役による承認を得たうえで取引を行う旨コーポレートガバナンス・ガイドラインに定めております。当社はこのような体制の下で、支配株主のみならず広く株主全般の利益確保に努めております。

取締役会及びその他の任意の委員会の活動状況

イ．取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を年14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	藤田 進	14回	14回
代表取締役	藤田 進一	14回	14回
社外取締役	仁田 雅志	14回	14回
社外取締役	前川 研吾	14回	14回
社外取締役	富所 幸子	10回	10回

(注)富所幸子氏は、2025年3月26日の株主総会にて取締役に就任し、就任後の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容は、法令、定款及び取締役会規程に定められた決議・報告事項のほか、経営に関する重要事項、中長期的な事業戦略、取締役会の実効性評価等であります。

ロ．任意の指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名・報酬委員会を年6回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役	藤田 進一	6回	6回
社外取締役	仁田 雅志	6回	6回
社外取締役	前川 研吾	6回	6回
社外取締役	富所 幸子	5回	5回

(注)富所幸子氏は、2025年3月26日の株主総会にて取締役に就任し、就任後の出席状況を記載しております。

指名・報酬委員会における具体的な検討内容は、各取締役の報酬額及び取締役候補者等に関する事項であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2026年3月24日（有価証券報告書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性2名 （役員のうち女性の比率22.2%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	藤田 進	1948年5月2日	1975年6月 1990年5月 2013年3月 2022年3月	三和商事株式会社入社 当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役会長（現） 当社執行役員（現）	(注)3	4,083,000
代表取締役社長	藤田 進一	1970年5月13日	1994年4月 1997年4月 2000年2月 2001年2月 2013年3月 2021年4月 2022年3月	株式会社大塚商会入社 当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長（現） 当社取締役開発事業本部長 当社執行役員（現）	(注)3	1,420,900
取締役 (非常勤)	仁田 雅志	1949年2月1日	1990年5月 2003年4月 2006年4月 2008年4月 2016年5月 2017年3月	株式会社東急文化村入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 当社顧問（非常勤） 当社取締役（現）	(注)3	3,000
取締役 (非常勤)	前川 研吾	1981年1月15日	2003年10月 2007年5月 2008年4月 2012年8月 2023年9月 2024年3月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 汐留パートナーズ株式会社（現RSM汐留パートナーズ株式会社）設立 代表取締役社長（現） 汐留パートナーズ税理士法人（現RSM汐留パートナーズ税理士法人）設立 代表社員（現） 当社顧問（非常勤） 当社取締役（現）	(注)3	5,000
取締役 (非常勤)	富所 幸子	1974年7月9日	1998年4月 2019年4月 2022年4月 2025年2月 2025年3月 2025年4月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 同社広報部広告宣伝課 部長 同社契約医務部長 当社顧問（非常勤） 当社取締役（現） ネオファースト生命保険株式会社 常務執行役員（現）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	武田 克実	1955年 2月24日	1978年 4月 1998年 3月 2002年 9月 2005年11月 2011年 1月 2011年 3月 2021年 3月	三洋証券株式会社入社 株式会社テー・オー・ダブリュー入社 同社取締役管理部長 いちよし証券株式会社入社 当社入社 当社監査役(現) 株式会社フジホーム監査役	(注) 4	8,000
監査役 (非常勤)	岡田 義廣	1951年 4月 1日	1974年 4月 2009年 7月 2011年 8月 2012年 3月	東京国税局入局 神田税務署長 岡田義廣税理士事務所開業(現) 当社監査役(現)	(注) 4	1,700
監査役 (非常勤)	富田 純司	1948年 3月24日	1977年 3月 2013年 9月 2015年 6月	弁護士登録 長野法律事務所入所(現) 当社監査役(現) 住友ベークライト株式会社 監査役	(注) 4	4,800
監査役 (非常勤)	吉田 夢子	1988年10月18日	2015年12月 2021年 6月 2024年 3月 2025年 3月	弁護士登録 吉田康法律事務所入所(現) 株式会社たすきコンサルティング 社外監査役 当社監査役(現) 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役(現)	(注) 4	-
計						5,526,400

- (注) 1. 取締役 仁田雅志氏、前川研吾氏、及び富所幸子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 岡田義廣氏、富田純司氏、及び吉田夢子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 藤田進氏、藤田進一氏、仁田雅志氏、及び前川研吾氏の任期は、2024年 3月27日開催の定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。なお、2025年 3月26日開催の定時株式総会で新たに選任された富所幸子氏の任期は、2025年 3月26日開催の定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 武田克実氏、岡田義廣氏、及び富田純司氏の任期は、2022年 3月25日開催の定時株主総会終結の時から2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。また、監査役 吉田夢子氏の任期は、2024年 3月27日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 藤田進一氏は、代表取締役会長 藤田進氏の長男であります。
6. 吉田夢子氏の戸籍上の氏名は、生田目夢子であります。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は11名であり、取締役を兼任しない執行役員の役職名、氏名、担当業務は以下のとおりであります。

役職名	氏名	担当業務
専務執行役員	渡邊 敏之	営業本部長(兼)第一事業部長
常務執行役員	大久保 明	株式会社フジホーム代表取締役社長
常務執行役員	庄田 桂二	営業本部 第三事業部長(兼)大阪支店長
常務執行役員	徳原 秀男	営業本部 第二事業部長(兼)開発事業本部長 (兼)株式会社ムゲンアセットマネジメント取締役
上席執行役員	佐藤 博明	管理本部長(兼)財務部長 (兼)株式会社ムゲンアセットマネジメント監査役
上席執行役員	細川 紀仁	株式会社ムゲンファンディング代表取締役社長 (兼)株式会社ムゲンアセットマネジメント代表取締役社長
執行役員	布施 正志	営業本部 第一事業部統括部長
執行役員	尾崎 大造	営業本部 第二事業部統括部長
執行役員	多田 匡孝	工事本部長(兼)工事六部長

b. 2026年3月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下の通りとなる予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性5名 女性4名（役員のうち女性の比率44.4%）

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	藤田 進	1948年5月2日	1975年6月 1990年5月 2013年3月 2022年3月	三和商事株式会社入社 当社設立 代表取締役社長 当社代表取締役会長（現） 当社執行役員（現）	(注)3	4,083,000
代表取締役社長	藤田 進一	1970年5月13日	1994年4月 1997年4月 2000年2月 2001年2月 2013年3月 2021年4月 2022年3月	株式会社大塚商会入社 当社入社 当社取締役 当社専務取締役 当社代表取締役社長（現） 当社取締役開発事業本部長 当社執行役員（現）	(注)3	1,420,900
取締役専務	渡邊 敏之	1973年5月28日	1997年4月 2013年9月 2015年1月 2016年2月 2018年1月 2022年3月 2024年1月 2026年1月 2026年3月	当社入社 当社取締役営業統括部長兼第一営業部長 当社取締役新宿支店長兼新宿第一営業部長 当社取締役営業本部長兼新宿第一営業部長 当社取締役営業本部長 当社専務執行役員営業本部長 当社専務執行役員営業本部長 兼東日本第一事業部長 当社専務執行役員営業本部長 兼第一事業部長（現） 当社取締役（現）	(注)3	80,000
取締役 (非常勤)	仁田 雅志	1949年2月1日	1990年5月 2003年4月 2006年4月 2008年4月 2016年5月 2017年3月	株式会社東急文化村入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 当社顧問（非常勤） 当社取締役（現）	(注)3	3,000
取締役 (非常勤)	前川 研吾	1981年1月15日	2003年10月 2007年5月 2008年4月 2012年8月 2023年9月 2024年3月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 汐留パートナーズ株式会社（現RSM汐留パートナーズ株式会社）設立 代表取締役社長（現） 汐留パートナーズ税理士法人（現RSM汐留パートナーズ税理士法人）設立 代表社員（現） 当社顧問（非常勤） 当社取締役（現）	(注)3	5,000
取締役 (非常勤)	富所 幸子	1974年7月9日	1998年4月 2019年4月 2022年4月 2025年2月 2025年3月 2025年4月	第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 同社広報部広告宣伝課 部長 同社契約医務部長 当社顧問（非常勤） 当社取締役（現） ネオファースト生命保険株式会社 常務執行役員（現）	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	林 暁	1975年 9月13日	1999年10月 2003年 4月 2026年 1月 2026年 3月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 林暁公認会計士事務所開業(現) 当社顧問 当社監査役(現)	(注) 4	-
監査役 (非常勤)	吉田 夢子	1988年10月18日	2015年12月 2021年 6月 2024年 3月 2025年 3月	弁護士登録 吉田康法律事務所入所(現) 株式会社たすきコンサルティング 社外監査役 当社監査役(現) 株式会社メンタルヘルステクノロジーズ 社外監査役(現)	(注) 4	-
監査役 (非常勤)	河村 真優美	1983年 4月27日	2012年 2月 2015年10月 2019年 2月 2023年 6月 2025年11月 2026年 3月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 河村公認会計士事務所開業(現) 株式会社Loop社外取締役(現) 当社顧問(非常勤) 当社監査役(現)	(注) 4	-
計						5,591,900

- (注) 1. 取締役 仁田雅志氏、前川研吾氏、及び富所幸子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 林暁氏、吉田夢子氏、及び河村真優美氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 藤田進氏、藤田進一氏、渡邊敏之氏、仁田雅志氏、前川研吾氏及び富所幸子氏の任期は、2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役 吉田夢子氏の任期は、2024年3月27日開催の定時株主総会終結の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。また、監査役 林暁氏及び河村真優美氏の任期は、2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から2029年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長 藤田進一氏は、代表取締役会長 藤田進氏の長男であります。
6. 吉田夢子氏の戸籍上の氏名は、生田目夢子であります。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は10名であり、取締役を兼任しない執行役員の役職名、氏名、担当業務は以下のとおりであります。

役職名	氏名	担当業務
常務執行役員	庄田 桂二	営業本部 第三事業部長(兼)大阪支店長
常務執行役員	徳原 秀男	営業本部 第二事業部長(兼)開発事業本部長 (兼)株式会社ムゲンアセットマネジメント取締役
上席執行役員	佐藤 博明	管理本部長(兼)財務部長 (兼)株式会社ムゲンアセットマネジメント監査役
上席執行役員	細川 紀仁	株式会社ムゲンファンディング代表取締役社長 (兼)株式会社ムゲンアセットマネジメント代表取締役社長
執行役員	布施 正志	営業本部 第一事業部統括部長
執行役員	尾崎 大造	営業本部 第二事業部統括部長
執行役員	多田 匡孝	工事本部長(兼)工事六部長

《取締役、監査役及び執行役員に期待する分野》

(スキル・マトリックス)は次のとおりであります。

参考として、独立性と出席会議について記載しております。

氏名	独立性	スキル						出席会議		
		企業経営	ESG	不動産	財務・会計	法務・リスク マネジメント	人事・労務	指名・報酬委員会	サステナビリティ 委員会	RC委員会(注)
取締役	藤田 進									
	藤田 進一									
	渡邊 敏之									
	仁田 雅志									
	前川 研吾									
	富所 幸子									
監査役	林 暁									
	吉田 夢子									
	河村 真優美									
執行役員	庄田 桂二									
	徳原 秀男									
	佐藤 博明									
	細川 紀仁									
	布施 正志									
	尾崎 大造									
	多田 匡孝									

(注) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

各スキルの内容につきましては以下のとおりとなります。

企業経営	当社グループ及び他社で取締役としての地位にある・あった者で、全社的・中長期的な視点に立って意思決定を行うとともにステークホルダーマネジメントを行いうるスキル
ESG	SDGsやESGなど、近年の社会価値・公益的価値重視の動きを理解し、特に環境配慮、人権配慮などの分野において企業活動を適切に捉え、対処行動を指示することのできるスキル
不動産	長期ビジョン及び中期経営計画において掲げる主力事業（不動産買取再販事業）の拡大と、成長事業（不動産開発事業・不動産特定共同事業）を強化するために必要な不動産分野における専門性と経験
財務・会計	企業価値のメカニズムの理解を通じ、事業ポートフォリオ、最適資本構成、資本政策、投資計画、資金調達計画などファイナンスに関する施策の立案とモニタリングに必要なスキル、及び会計・税務という切り口で把握・対応し、経営課題やリスクを適切な形でモニタリングし、レポートするスキル
法務・リスク マネジメント	国内外で複雑化する法制度・各種規制の趣旨を理解し、リスクを抽出し適切な対処行動を行う、さらには法令順守の観点に立ち、企業活動全体に対して啓蒙活動と仕組みの構築を行いうるスキル
人事・労務	人事制度の立案・運用を行い、公正かつ適切な組織の維持を担うとともに、役員・経営陣幹部に対する昇格や報酬に関する適正な仕組みの構築と運用を担うためのスキル

社外取締役及び社外監査役

a. 2026年3月24日（有価証券報告書提出日）現在、当社は、経営の意思決定機関と業務執行を監督する機能を有する取締役会に対し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役3名及び社外監査役3名を選任しております。

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のように定めており、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当社の経営に有益な知見や経験、専門的な知識を有することのほか、社外性を有するのみならず、当社との間に人的関係、資本的関係あるいは取引関係等の利害関係を有さないことを重視して選任しております。

1. 当社及び子会社等（以下、「当社グループ」という）の業務執行者¹
2. 当社の主要な株主²またはその業務執行者
3. 当社グループが主要な株主となっている者またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者³またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先である者⁴またはその業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先⁵またはその業務執行者
7. 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者⁶
8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
9. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等⁷
11. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
12. 過去3年間に於いて、上記2から11までのいずれかに該当していた者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族

¹ 業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

² 主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

³ 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

⁴ 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

⁵ 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

⁶ 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者とは、過去3事業年度の平均で年間100万円を超える寄付または助成金を受けている者をいう。ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の総費用の30%を超える団体に所属する者をいう。

⁷ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に100万円を超える財産を得ている者をいう。

この方針に従い、社外取締役 仁田雅志氏、前川研吾氏、及び富所幸子氏並びに、社外監査役 岡田義廣氏、富田純司氏、及び吉田夢子氏を、独立役員として届け出ております。

なお、当社と各社外役員との関係につきましては、以下のとおりであります。

社外取締役 仁田雅志氏と当社の間で、2016年5月10日に顧問契約を締結いたしましたが、2017年3月28日の取締役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外取締役 仁田雅志氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外取締役 仁田雅志氏は、当社株式を3,000株所有しております。

社外取締役 前川研吾氏と当社の間で、2023年9月1日に顧問契約を締結いたしました。2024年3月27日の取締役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外取締役 前川研吾氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外取締役 前川研吾氏は、当社株式を5,000株所有しております。

社外取締役 富所幸子氏と当社の間で、2025年2月1日に顧問契約を締結いたしました。2025年3月26日の取締役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外取締役 富所幸子氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外取締役 富所幸子氏は、当社株式は保有していません。

社外監査役 岡田義廣氏は、2012年3月27日に監査役に就任致しましたが、それ以前においても、現在においても当社との間に顧問契約や雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外監査役 岡田義廣氏は、当社株式を1,700株所有しております。

社外監査役 富田純司氏と当社の間で、2000年4月1日に弁護士顧問契約を締結いたしました。2013年9月20日の監査役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外監査役 富田純司氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外監査役 富田純司氏は、当社株式を4,800株所有しております。

社外監査役 吉田夢子氏は、2024年3月27日に監査役に就任いたしました。それ以前においても、現在においても当社との間に顧問契約や雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外監査役 吉田夢子氏は、当社株式は保有していません。

従いまして、現在当社と上記社外役員6名との間に特別の利害関係はございません。

また、社外取締役 仁田雅志氏、前川研吾氏、及び富所幸子氏は、取締役会への出席のみならず、執行役員会等の重要会議への出席を通じて当社の経営状況、業務内容の把握や役員相互間の情報共有に継続的に努め、取締役会、執行役員会等において、利害関係を有さない独自の立場を踏まえつつ、自らの経験に基づき積極的に発言しております。

社外監査役 岡田義廣氏、富田純司氏、及び吉田夢子氏は、日頃から常勤監査役 武田克実氏と緊密に連絡を取り、また、他の役員とも定期的に意見交換を行うことにより、当社の経営や監査の状況を速やかに入手しております。また、取締役会へも恒常的に出席し、当社の経営状況を踏まえ、その経験、知識等に基づき適宜意見を述べております。

- b. 2026年3月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役6名選任の件」及び「監査役2名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されまると、当社の社外取締役は3名、社外監査役3名となる予定です。

当社は、社外役員の独立性に関する基準を以下のように定めており、独立社外取締役及び独立社外監査役の選任にあたっては、当社の経営に有益な知見や経験、専門的な知識を有することのほか、社外性を有するのみならず、当社との間に人的関係、資本的関係あるいは取引関係等の利害関係を有さないことを重視して選任しております。

1. 当社及び子会社等（以下、「当社グループ」という）の業務執行者¹
2. 当社の主要な株主²またはその業務執行者
3. 当社グループが主要な株主となっている者またはその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者³またはその業務執行者
5. 当社グループの主要な取引先である者⁴またはその業務執行者
6. 当社グループの主要な借入先⁵またはその業務執行者
7. 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者⁶
8. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
9. 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人、またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門

家又は法律家等 7

11. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合において、当該他の会社の業務執行者
12. 過去3年間に於いて、上記2から11までのいずれかに該当していた者
13. 上記1から12までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族

¹ 業務執行者とは、法人等の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。

² 主要な株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

³ 当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

⁴ 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

⁵ 当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度末における当社グループの当該借入先からの借入額が当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。

⁶ 当社グループから一定額を超える寄付金を受領している者とは、過去3事業年度の平均で年間10百万円を超える寄付または助成金を受けている者をいう。ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体の総費用の30%を超える団体に所属する者をいう。

⁷ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家又は法律家等とは、直近事業年度において、役員報酬以外に10百万円を超える財産を得ている者をいう。

この方針に従い、社外取締役 仁田雅志氏、前川研吾氏、及び富所幸子氏並びに、社外監査役 吉田夢子氏及び河村真優美氏を、独立役員として届け出ている、もしくは届け出る予定であります。

社外監査役 林暁氏については、過去に当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属していましたが、当社の監査業務には関与しておらず、また現在は同監査法人を退職しております。東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2で規程する「独立社外取締役の独立性判断基準」には抵触しませんが、当社が定めております「社外役員の独立性に関する基準」の過去3年間に於いて当社グループの会計監査人に所属する者に該当するため、独立役員としては指定していません。

なお、当社と各社外役員との関係につきましては、以下のとおりであります。

社外取締役 仁田雅志氏と当社の間で、2016年5月10日に顧問契約を締結いたしました。2017年3月28日の取締役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外取締役 仁田雅志氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外取締役 仁田雅志氏は、当社株式を3,000株所有しております。

社外取締役 前川研吾氏と当社の間で、2023年9月1日に顧問契約を締結いたしました。2024年3月27日の取締役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外取締役 前川研吾氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外取締役 前川研吾氏は、当社株式を5,000株所有しております。

社外取締役 富所幸子氏と当社の間で、2025年2月1日に顧問契約を締結いたしました。2025年3月26日の取締役への就任と同時に契約を解除しております。また、過去において当社と社外取締役 富所幸子氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外取締役 富所幸子氏は、当社株式は保有していません。

社外監査役 林暁氏と当社の間で、2026年1月1日に顧問契約を締結いたしました。2026年3月26日の監査役への就任と同時に契約を解除する予定であります。また、過去において当社と社外監査役 林暁氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外監査役 林暁氏は、当社株式は保有していません。

社外監査役 吉田夢子氏は、2024年3月27日に監査役に就任いたしました。それ以前においても、現在においても当社との間に顧問契約や雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外監査役 吉田夢子氏は、当社株式は保有していません。

社外監査役 河村真優美氏と当社の間で、2025年11月1日に顧問契約を締結いたしました。2026年3月26日の監査役への就任と同時に契約を解除する予定であります。また、過去において当社と社外監査役 河村真優美氏との間に雇用関係はございません。当社支配株主や役員との間の血縁関係もございません。なお、社外監査役 河村真優美氏は、当社株式は保有しておりません。

従いまして、現在当社と上記社外役員6名との間に特別の利害関係はございません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査部門との関係

三様監査を担う監査役、会計監査人、内部監査室はそれぞれ密接に連携を取りながら業務を推進することで、監査の効率と質の向上を図っております。

当社の監査役会は常勤監査役1名と独立社外監査役3名で構成されております。監査役会は毎月1回程度開催されており、監査方針や監査計画など重要事項を決定するとともに、監査役間の協議、報告、情報共有を行っております。なお、監査役は4名以内とする旨定款で定められております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に独立社外監査役3名も業務を分担しております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、適宜意見を述べているほか、取締役等から業務執行に関する報告を受けております。また、常勤監査役は重要書類の閲覧等を行いその内容を独立社外監査役と共有しており、取締役の職務の執行状況を常に監督できる体制にあります。なお、各監査役はそれぞれ得意の専門分野における知識を有しており、適切な業務分担により有効性の高い監査が実施されております。

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社は同法人からの定期的な財務諸表等に対する監査をはじめ、監査目的上必要と認められる範囲で内部統制及び経理体制等会計記録に関連する制度、手続きの整備・運用状況の調査を受け、また、その結果についてのフィードバックを受けております。監査役会は、同法人が行う監査・調査のフィードバックを四半期に一度受けるなど、同法人との間で定期的に意見交換を行っております。

当社では内部統制制度の充実と経営の合理化及び資産の保全を行うために内部監査制度を設けております。内部監査業務は内部監査室が担っております。内部監査室は内部監査規程に基づき監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで同計画に基づいて内部監査を実施しております。当該内部監査は子会社を含む会社全部門を対象として実施しており、当社グループの業務活動の適正性及び効率性の確保に寄与しております。

常勤監査役と内部監査室担当者は、その内部監査実施に先立ち事前に面談し、連携して効率的かつ有効な監査が実施できるように努めております。なお、監査役監査基準に基づき、内部監査室長が補助使用人として、2024年4月以降の監査役会の事務局を担っております。

また、監査役会及び内部監査室担当者は会計監査人との連携により、監査業務の効率化、合理化を図り、その機能の強化に努めております。内部監査結果についても、適宜相互に報告する関係を構築しております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社の監査役会は、4名の監査役（うち3名は社外監査役）で構成されています。各監査役は取締役会に出席するなどして取締役の業務の執行を監査するとともに、内部監査室の行う内部監査講評会には常勤監査役が原則出席し、会計監査人による四半期レビュー結果報告会には全ての監査役が出席するなど、会計監査人、内部監査室と連携を図っております。

また常勤監査役は執行役員会、グループ部長会議等、重要な会議に出席するなどしている他、取締役の業務の執行を監査するとともに、これらの監査状況は監査役会において共有し、監査役の独任制に活かしております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役4名（うち3名は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。）で構成しております。常勤監査役は証券界において長く金融商品取引法及び会社法にかかる業務に従事し、また他の上場企業の取締役として管理部門を担当するなどして、金融商品取引法、会社法に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役のうち1名は国税庁並びに税理士として企業税務に携わり、税務及び財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。また2名の社外監査役は弁護士としての企業法務及びコンプライアンスに関する専門的な知識、経験と高い見識を有しております。

なお、当事業年度において当社は監査役会を月1回程度開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	武田 克実	15回	15回
社外監査役	岡田 義廣	15回	15回
社外監査役	富田 純司	15回	15回
社外監査役	吉田 夢子	15回	15回

監査役会における主な検討事項は、年間の監査方針及び実施計画の作成、取締役の職務執行の適法性、決算書類等の監査、監査報告書の作成、会計監査人の選解任・不再任、会計監査人報酬の同意、定時株主総会への付議議案の監査、会計監査人の監査方法及び結果の相当性等であります。

なお、当社は定時株主総会開催予定日である2026年3月26日をもって監査役3名が任期満了となり、「監査役2名の選任の件」を定時株主総会の議案として上程しております。当該議案が承認された場合、定時株主総会後の監査役会は、同株主総会終結のときをもって任期満了となる現職の監査役3名が退任することから、常勤（社外）監査役1名、非常勤（社外）監査役2名で構成されることとなります。

内部監査の状況

イ.活動概要

当社グループの内部監査は、当社の内部監査に関する基本事項を定め、会社の業務運営が適正かつ効率的に行われているかを評価し、その結果を経営に報告または助言、提案等を行うことにより、内部統制及び業務効率の向上を図り、会社の発展に寄与することを目的とするとして設立された代表取締役社長直轄の内部監査室（室長を含め3名、うち公認内部監査人（CIA）資格保有者2名）が担当しております。

内部監査室は内部監査規程に基づき内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得たうえで同計画に基づいて内部監査を実施しております。当該内部監査は子会社を含むグループ全部門を対象として実施しており、当社グループの業務活動の適正性及び効率性の確保に寄与しております。なお、J-SOX（内部統制報告制度）も内部監査室で対応しております。

当事業年度における監査実施状況は次のとおりであります。

	業務監査			テーマ監査	フォローアップ 監査	合計
	コーポレート 部門	事業拠点	営業拠点			
監査件数	1	3	2 / 21	1	1	8

監査の結果については、代表取締役社長（都度）及び取締役会（年1回）に報告するデュアル・レポートラインを採用することで、内部監査の独立性と実効性を担保しており、さらに、営業拠点で共通する課題については、組織的な改善を促しております。

また、当事業年度のフォローアップ監査において、内部監査室より監査対象部門に対し提案した改善提案数3件に対し、2件について改善措置が完了したことを確認いたしました。

ロ．組織連携

内部監査室は、業務監査における発見事項を関係各部に共有のうえ、必要に応じて全社的な対応に繋げています。

また内部監査室は、取締役、執行役員、監査役会、及び会計監査人と適宜打合せを行い、情報共有や相互の協力等の連携を図っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

2012年12月期以降

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 金子 秀嗣

指定有限責任社員・業務執行社員 飴谷 健洋

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、その他11名であります。

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の評価及び選定基準並びに解任または不再任の決定方法に関する基準を定め、每期総合的に判断することとしております。これにより、EY新日本有限責任監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び品質管理体制、法令順守状況、監査実績などを踏まえたうえで、適任と判断し、同監査法人を会計監査人として選定しております。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対する評価に関し、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、当社の評価基準を定め監査法人の品質管理、監査チームの独立性・専門性、監査役とのコミュニケーション、経営者等との関係、グループ監査及び不正リスクについて、適切に評価を行っております。

ト．会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	37	-	34	2
連結子会社	-	-	-	-
計	37	-	34	2

当連結会計年度における当社の非監査業務の内容は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

ロ．監査公認会計士等との同一ネットワーク等に関する報酬

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

二．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としては、監査法人からの監査計画内容、当社の規模やリスク、監査時間と報酬単価の精査を通じ、その適切性・妥当性及び見積提案を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会にて決定しております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、並びに報酬算出根拠等を確認・検討した上、監査報酬が適正であると判断し、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬に関する基本方針に係る決定方法は指名・報酬委員会による答申に基づき当社取締役会にて定めております。その概要は以下の通りです。

- ・事業年度ごとの業績の目標達成と中長期的な企業価値向上の動機づけとなり、事業戦略の遂行を後押しする報酬内容であること
- ・優秀な人材を確保できる報酬水準であること
- ・役割及び職責等に相応しい水準とすること
- ・透明性のあるプロセスに基づき決定されること

報酬体系

当社の取締役の報酬等は、社外取締役を除く役員に対し、「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されており、社外取締役の報酬等は「固定報酬」のみにより構成しております。報酬水準は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で同業他社の水準等を考慮の上、事前に代表取締役社長が指名・報酬委員会の諮問を経た上で、取締役会で決定しております。また、各報酬の支給割合は、役位・職責、業績及び目標達成度等を総合的に勘案しており、社外取締役を除く取締役の「固定報酬」、「賞与」及び「株式報酬」の比率は、当事業年度（第36期）については35:28:37であります。

監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

イ. 報酬等の構成要素と概要

当社の取締役の報酬等の構成要素と概要は以下の通りです。

報酬の構成要素	当該事業年度の構成比率	報酬の概要
固定報酬	35%	各役位の職務に報いることを目的に、報酬額のテーブルを定め、これに基づいて毎月固定額を金銭で支給する報酬。
賞与	28%	事業年度ごとの業績目標達成と、事業戦略の遂行を後押しすることを目的に、親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて、予め役員内規に定めた計算式に基づき支給額を決定し、金銭で支給する報酬。 当該指標を採用している理由は、当社の中期経営計画の目標と整合しており、当社グループの連結業績の最終結果を表すため。なお、2025年12月期の親会社株主に帰属する当期純利益の実績は66億59百万円であり、2026年12月期の目標値は75億95百万円としている。
株式報酬 (譲渡制限付株式)	37%	当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式で支給する報酬。 譲渡制限期間は、その交付日から対象役員が当社の役員その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する時までの期間とする。

ロ. 報酬等の限度額

当社取締役に対する金銭による報酬として、2007年3月27日開催の第17回定時株主総会において年額500百万円以内(使用人分給とは含まない、定款上の取締役員数9名以内、同決議日時点の取締役4名)と決議いただいております。

当社監査役に対する報酬としては、2024年3月27日開催の第34回定時株主総会において年額50百万円以内(定款上の監査役員数4名以内、同決議日時点の監査役4名)と決議いただいております。

また、金銭報酬とは別枠で、2025年3月26日開催の第35回定時株主総会において、譲渡制限付株式に係る報酬等として、社外取締役を除く取締役に対し、年額200百万円以内(同決議日時点の対象取締役2名)と決議いただいております。

ハ. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役社長から上程された各取締役個別の固定報酬、賞与、株式報酬の額について、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会にてその妥当性に関する審議を上記方針に基づき行い、取締役会は上程された各取締役の個別の報酬案について決定方針に沿うものと判断し、決議しております。

監査役の報酬等に関しましては、固定報酬のみで構成されており、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査役会にて常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、協議・決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	256	90	71	95	2
監査役 (社外監査役を除く)	13	13	-	-	1
社外役員	33	33	-	-	6

(注) 1. 取締役の支給額には、執行役員報酬が含まれております。

2. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式として付与した当事業年度中の費用計上額であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)		
				固定報酬	賞与	非金銭報酬
藤田 進	140	取締役	提出会社	48	39	53
藤田 進一	116	取締役	提出会社	42	32	41

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

2. 取締役の支給額には、執行役員報酬が含まれております。

3. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式として付与した当事業年度中の費用計上額であります。

当事業年度に係る取締役の報酬等の決定過程における当社の指名・報酬委員会の主要な活動内容

指名・報酬委員会で協議・決議を行い、取締役会に答申し、取締役会で決議しております。

開催日	協議・決議内容
2025年2月10日	譲渡制限付株式報酬の見直しの決議
2025年3月26日	2024年度役員賞与決定の決議 2025年度役員基本報酬決定の決議 譲渡制限付株式の払込金額に相当する金銭報酬債権支給の決定の決議 特定譲渡制限付株式（RS）交付の決議
2025年5月27日	役員報酬の改定についての協議（第一回）
2025年8月26日	役員報酬の改定についての協議（第二回）
2025年12月12日	役員内規改訂の決議 譲渡制限付株式報酬規程改訂の決議

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的として区分しています。なお、当社の保有する投資株式はすべて純投資目的以外の目的で保有しています。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における

検証の内容

当社は、中長期的な視点に立ち、安定的な取引関係並びに緊密な協力関係の維持及び強化等を図るため、当社の企業価値の向上に資するものを対象に株式の政策保有を行います。継続的な取引を前提に取引先企業の株式を保有することは、安定的な関係構築の有効な手段であり、中長期的な企業価値の向上につながるものと考えています。

保有の合理性については、保有目的や効果等を総合的に勘案し、定期的に検証することとしております。個別銘柄の保有の適否については、保有目的や効果等に加え、対象企業との取引関係に関する最近の状況等を踏まえ、取締役会において毎期検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	22,016	20,718
売掛金	63	88
販売用不動産	1 60,525	1 75,499
仕掛販売用不動産	1 367	1 649
その他	758	1,407
貸倒引当金	5	8
流動資産合計	83,725	98,354
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,782	3,019
減価償却累計額	474	510
建物（純額）	1 1,307	1 2,509
土地	1 1,412	1 3,355
その他	120	147
減価償却累計額	68	83
その他（純額）	52	64
有形固定資産合計	2,773	5,929
無形固定資産		
借地権	63	63
その他	16	50
無形固定資産合計	79	113
投資その他の資産		
投資有価証券	0	1,170
繰延税金資産	481	483
その他	1 401	1 594
投資その他の資産合計	883	2,248
固定資産合計	3,735	8,291
繰延資産		
社債発行費	41	52
繰延資産合計	41	52
資産合計	87,503	106,698

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	606	1,048
短期借入金	1, 2 7,818	1, 2 10,726
1年内償還予定の社債	3,999	2,740
1年内返済予定の長期借入金	1 5,170	1, 3 9,786
未払法人税等	2,009	2,041
賞与引当金	56	134
役員賞与引当金	65	74
執行役員賞与引当金	109	124
工事保証引当金	51	42
匿名組合出資預り金	996	1,922
その他	4 1,410	4 1,312
流動負債合計	22,296	29,956
固定負債		
社債	3,004	4,364
長期借入金	1 28,825	1, 3 35,126
退職給付に係る負債	388	376
その他	911	1,072
固定負債合計	33,130	40,939
負債合計	55,426	70,896
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,552	2,552
資本剰余金	2,575	2,880
利益剰余金	27,809	30,997
自己株式	919	747
株主資本合計	32,018	35,682
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	34	27
その他の包括利益累計額合計	34	27
新株予約権	92	92
純資産合計	32,076	35,802
負債純資産合計	87,503	106,698

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	1	62,187	1	68,262
売上原価	2	45,622	2	48,934
売上総利益		16,564		19,328
販売費及び一般管理費	3	6,941	3	8,278
営業利益		9,623		11,049
営業外収益				
受取利息及び配当金		3		28
受取手数料		33		27
違約金収入		18		19
不動産取得税還付金		22		31
その他		8		24
営業外収益合計		86		132
営業外費用				
支払利息		751		945
支払手数料		59		233
その他		40		50
営業外費用合計		851		1,229
経常利益		8,858		9,951
特別利益				
固定資産売却益	4	2		-
特別利益合計		2		-
特別損失				
固定資産除却損	5	0	5	4
投資有価証券評価損		7		-
特別損失合計		7		4
税金等調整前当期純利益		8,853		9,947
法人税、住民税及び事業税		2,778		3,316
法人税等調整額		12		29
法人税等合計		2,766		3,287
当期純利益		6,086		6,659
親会社株主に帰属する当期純利益		6,086		6,659

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	6,086	6,659
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	34	60
その他の包括利益合計	34	60
包括利益	6,051	6,720
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,051	6,720

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,552	2,475	23,207	483	27,751	-	-	92	27,844
当期変動額									
剰余金の配当			1,484		1,484				1,484
親会社株主に帰属する当期純利益			6,086		6,086				6,086
自己株式の取得				500	500				500
自己株式の処分		100		64	164				164
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						34	34	-	34
当期変動額合計	-	100	4,601	435	4,266	34	34	-	4,231
当期末残高	2,552	2,575	27,809	919	32,018	34	34	92	32,076

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,552	2,575	27,809	919	32,018	34	34	92	32,076
当期変動額									
剰余金の配当			3,472		3,472				3,472
親会社株主に帰属する当期純利益			6,659		6,659				6,659
自己株式の取得				0	0				0
自己株式の処分		304		171	476				476
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						62	62	-	62
当期変動額合計	-	304	3,187	171	3,663	62	62	-	3,726
当期末残高	2,552	2,880	30,997	747	35,682	27	27	92	35,802

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	8,853	9,947
減価償却費	807	1,045
貸倒引当金の増減額（は減少）	3	3
賞与引当金の増減額（は減少）	12	77
役員賞与引当金の増減額（は減少）	20	9
執行役員賞与引当金の増減額（は減少）	45	15
工事保証引当金の増減額（は減少）	8	9
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	30	50
受取利息及び受取配当金	3	28
支払利息	751	945
株式報酬費用	137	244
社債発行費償却	25	32
固定資産売却損益（は益）	2	-
固定資産除却損	0	4
投資有価証券評価損益（は益）	7	-
売上債権の増減額（は増加）	28	24
棚卸資産の増減額（は増加）	5,923	15,605
仕入債務の増減額（は減少）	139	442
未払消費税等の増減額（は減少）	237	49
未収消費税等の増減額（は増加）	-	395
預り敷金及び保証金の増減額（は減少）	137	140
その他の流動資産の増減額（は増加）	86	215
その他の流動負債の増減額（は減少）	858	944
その他	1	19
小計	5,537	2,406
利息及び配当金の受取額	3	28
利息の支払額	750	972
法人税等の還付額	0	-
法人税等の支払額	2,189	3,406
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,600	6,756
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,086	1,927
定期預金の払戻による収入	1,957	1,897
有形固定資産の取得による支出	176	3,827
有形固定資産の売却による収入	3	4
無形固定資産の取得による支出	0	7
投資有価証券の取得による支出	-	1,170
出資金の払込による支出	-	0
出資金の回収による収入	-	53
敷金及び保証金の差入による支出	16	16
敷金及び保証金の回収による収入	6	18
投資活動によるキャッシュ・フロー	312	4,975

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	1,334	2,907
長期借入れによる収入	26,820	37,128
長期借入金の返済による支出	24,126	26,210
社債の発行による収入	936	4,057
社債の償還による支出	1,137	3,999
自己株式の取得による支出	500	0
配当金の支払額	1,484	3,472
その他	1	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	825	10,403
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,462	1,327
現金及び現金同等物の期首残高	19,037	20,500
現金及び現金同等物の期末残高	20,500	19,173

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社フジホーム

株式会社ムゲンファンディング

株式会社ムゲンアセットマネジメント

当連結会計年度において、新たに設立した株式会社ムゲンアセットマネジメントを連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

a 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

b 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～41年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えて、当連結会計年度に見合う賞与支給見込額に基づき計上しております。

執行役員賞与引当金

執行役員に対する賞与の支給に備えて、当連結会計年度に見合う賞与支給見込額に基づき計上しております。

工事保証引当金

販売済み物件に係る補修費用の支出に備えるため、補修実績率に基づく補修見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（不動産売買事業）

不動産売買事業においては、中古不動産の不動産買取再販事業を行っております。買取した中古不動産は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」に区分して管理しております。

投資用不動産は、一棟賃貸マンション・オフィスビル・区分所有マンション等の賃貸収益が発生する物件を購入者が主に投資用として利用する不動産として区分しております。居住用不動産は、区分所有マンションを中心に購入者が居住用として利用する不動産として区分しております。不動産の引き渡しを行う義務等を負っており、履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を認識しております。取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金の支払いを受けております。

（賃貸その他事業）

賃貸その他事業においては、当社が買取した「投資用不動産」や当社及び(株)フジホームが保有する「固定資産物件」をエンドユーザー等に賃貸しております。顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務等を負っており、収益用不動産の保有期間中の賃料収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から3か月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期的な投資であります。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 販売用不動産の評価

当社グループが保有する販売用不動産の主な内容は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」であります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

販売用不動産	60,525百万円
売上原価(商品評価損)	5百万円

上記のうち、投資用不動産に関する金額は、販売用不動産が32,760百万円であります。また、居住用不動産に関する金額は、販売用不動産が27,765百万円、売上原価(商品評価損)5百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「投資用不動産」

算出方法

投資用不動産は、個別法における原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

投資用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえ、これらを見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は不動産賃貸や不動産投資の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

「居住用不動産」

算出方法

居住用不動産は、個別法における原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

居住用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例等を踏まえ、これらを見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は住宅販売の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	2,773百万円
無形固定資産	79百万円
減損損失	- 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失額を控除した価額を貸借対照表価額としております。減損損失額は資産において、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを割引いて算出しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値の見積りにおける主要な仮定は、賃貸収入、賃貸原価及び割引率であります。これらは物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえて見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である賃貸収入及び賃貸原価の見積りは不確実性を伴い、不動産賃貸の市況変化等により、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 販売用不動産の評価

当社グループが保有する販売用不動産の主な内容は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」であります。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

販売用不動産	75,499百万円
売上原価（商品評価損）	8百万円

上記のうち、投資用不動産に関する金額は、販売用不動産が45,572百万円であります。また、居住用不動産に関する金額は、販売用不動産が29,927百万円、売上原価（商品評価損）8百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「投資用不動産」

算出方法

投資用不動産は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

投資用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえ、これらを見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は不動産賃貸や不動産投資の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

「居住用不動産」

算出方法

居住用不動産は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

居住用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例等を踏まえ、これらを見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は住宅販売の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	5,929百万円
無形固定資産	113百万円
減損損失	- 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失額を控除した価額を貸借対照表価額としております。減損損失額は資産において、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを割引いて算出しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値の見積りにおける主要な仮定は、賃貸収入、賃貸原価及び割引率であります。これらは物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえて見積もっております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である賃貸収入及び賃貸原価の見積りは不確実性を伴い、不動産賃貸の市況変化等により、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

(追加情報)

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替えております。その内容は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	942 百万円	206 百万円
土地	1,575 "	348 "
計	2,518 百万円	555 百万円

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
販売用不動産	46,874 百万円	59,944 百万円
仕掛販売用不動産	78 "	233 "
建物	901 "	2,102 "
土地	1,309 "	3,252 "
投資その他の資産(その他)	40 "	40 "
計	49,203 百万円	65,572 百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	7,520 百万円	10,246 百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,115 "	8,407 "
長期借入金	26,834 "	32,683 "
計	38,470 百万円	51,337 百万円

2 当座貸越契約

(1) 当社は、商品仕入のための資金調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。
この契約に基づく連結会計年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	8,300 百万円	8,450 百万円
借入実行残高	2,475 "	3,503 "
差引額	5,824 百万円	4.946 百万円

(2) 当社は、商品仕入のための資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を目的として取引銀行1行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
コミットメント額	百万円	900 百万円
借入実行残高	"	836 "
差引額	百万円	64 百万円

3 財務制限条項

当社は、2025年3月14日付でシンジケートローン契約を金融機関と締結しております。

この契約には、純資産維持（純資産の部の金額を直前決算期比75%以上に維持）、自己資本比率維持（各年度の決算期の末日における連結の純資産比率を30%以上に維持）、利益維持（経常損益2期連続赤字回避）、現預金水準維持（貸借対照表上の現金及び預金の金額を150億円以上に維持）に関する財務制限条項が付されております。

この契約に基づく連結会計年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
コミットメント額	百万円	10,000 百万円
借入実行残高	"	902 "
差引額	百万円	9,098 百万円

4 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
契約負債	402百万円	220百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載の通りであります。

2 売上原価に含まれる棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	5 百万円	8 百万円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売手数料	1,592 百万円	1,581 百万円
役員報酬	137 "	143 "
給与及び手当	2,471 "	2,889 "
賞与引当金繰入額	56 "	134 "
役員賞与引当金繰入額	65 "	79 "
執行役員賞与引当金繰入額	109 "	126 "
退職給付費用	60 "	92 "
租税公課	642 "	1,212 "
貸倒引当金繰入額	3 "	3 "

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
有形固定資産（その他）	2 百万円	- 百万円
計	2 百万円	- 百万円

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
有形固定資産（建物）	- 百万円	4 百万円
有形固定資産（その他）	0 "	0 "
計	0 百万円	4 百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付に係る調整額		
当期発生額	49 百万円	76 百万円
組替調整額	- "	9 "
法人税等及び税効果調整前	49 "	86 "
法人税等及び税効果額	15 "	26 "
退職給付に係る調整額	34 "	60 "
その他の包括利益合計	34 百万円	60 百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	24,361,000	-	-	24,361,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	798,325	400,166	106,000	1,092,491

(変動事由の概要)

2024年6月14日の取締役会決議による自己株式の取得 400,100株

単元未満株式の買取りによる増加 66株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 106,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	23
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	18
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	11
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	24
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5
合計			-	-	-	-	92

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,484	63	2023年12月31日	2024年3月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,419	104	2024年12月31日	2025年3月27日

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	24,361,000	-	-	24,361,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,092,491	1,720	218,320	875,891

(変動事由の概要)

譲渡制限株式の無償取得による増加 1,680株

単元未満株式の買取りによる増加 40株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 112,000株

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分 106,320株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	23
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	18
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	11
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	24
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	5
合計			-	-	-	-	92

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	2,419	104	2024年12月31日	2025年3月27日
2025年8月8日 取締役会	普通株式	1,052	45	2025年6月30日	2025年9月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,620	69	2025年12月31日	2026年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	22,016 百万円	20,718 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	1,516 "	1,545 "
現金及び現金同等物	20,500 百万円	19,173 百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

- ・有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を、主に金融機関等からの借入や社債発行により調達しております。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金及び社債は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクが存在しますが、当社グループは、担当部署である財務部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、貸倒管理部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金計画表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 社債(*2)	7,004	7,017	13
(2) 長期借入金(*3)	33,995	34,087	91
負債計	41,000	41,105	105

(*1) 「現金及び預金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「匿名組合出資預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(百万円)
非上場株式	0
出資金	89

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 社債(*2)	7,104	7,112	7
(2) 長期借入金(*3)	44,913	44,793	119
負債計	52,017	51,905	111

(*1) 「現金及び預金」「買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」「匿名組合出資預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*3) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(*4) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)
匿名組合出資金	1,170
非上場株式	0
出資金	64

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,008	-	-	-
合計	22,008	-	-	-

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20,717	-	-	-
合計	20,717	-	-	-

(注2) 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	3,999	2,600	289	75	40	-
長期借入金	5,170	12,052	8,086	2,830	2,249	3,606
合計	9,170	14,652	8,376	2,905	2,289	3,606

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	2,740	429	3,815	80	40	-
長期借入金	9,786	11,891	11,859	2,398	4,518	4,458
合計	12,527	12,320	15,674	2,478	4,558	4,458

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	7,017	-	7,017
長期借入金	-	34,087	-	34,087
負債計	-	41,105	-	41,105

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	7,112	-	7,112
長期借入金	-	44,793	-	44,793
負債計	-	51,905	-	51,905

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価は元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

その他有価証券は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(2025年12月31日)

その他有価証券は、匿名組合出資金(連結貸借対照表計上額1,170百万円)及び非上場株式(連結貸借対照表計上額0百万円)であり、市場価格のない株式等のため、時価を記載していません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が採用する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を含む。）

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	308	388
簡便法を適用した制度での退職給付費用	12	3
勤務費用	57	82
利息費用	1	3
数理計算上の差異の発生額	49	76
退職給付の支払額	40	24
退職給付債務の期末残高	388	376

(2)退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	388	376
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	388	376
退職給付に係る負債	388	376
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	388	376

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	12	3
勤務費用	57	82
利息費用	1	3
数理計算上の差異の費用処理額	-	9
確定給付制度に係る退職給付費用	71	99

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
数理計算上の差異	49	76

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
未認識数理計算上の差異	49	36

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
割引率	0.9%	1.8%
予想昇給率	主として2024年12月31日を 基準日として算定した年齢 別昇給指数を使用しており ます	同左

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年4月10日	2016年4月11日	2017年4月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役(社外取締役を除く)6名 子会社取締役1名	当社取締役(社外取締役を除く)5名 子会社取締役1名	当社取締役(社外取締役を除く)5名 子会社取締役1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 24,200株	普通株式 22,000株	普通株式 22,000株
付与日	2015年4月30日	2016年4月28日	2017年4月27日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年5月1日 ～2045年4月30日	2016年4月29日 ～2046年4月28日	2017年4月28日 ～2047年4月27日

	2018年新株予約権	2019年新株予約権	2020年新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年4月10日	2019年4月11日	2020年4月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）4名 子会社取締役1名	当社取締役（社外取締役を除く）5名	当社取締役（社外取締役を除く）5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 22,000株	普通株式 20,000株	普通株式 20,000株
付与日	2018年4月27日	2019年4月26日	2020年4月28日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年4月28日 ～2048年4月27日	2019年4月27日 ～2049年4月26日	2020年4月29日 ～2050年4月28日

	2021年新株予約権
会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）5名
株式の種類及び付与数（注）	普通株式 20,000株
付与日	2021年4月30日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の地位を喪失した日のいずれか遅い日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年5月1日 ～2051年4月30日

- （注） 1．2016年7月1日付株式分割（1株につき2株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
- 2．2015年新株予約権、2016年新株予約権、2017年新株予約権、2018年新株予約権、2019年新株予約権、2020年新株予約権及び2021年新株予約権の払込金額は、当社の役員が有する同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとします。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年4月10日	2016年4月11日	2017年4月10日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	19,200	20,000	20,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	19,200	20,000	20,000

	2018年新株予約権	2019年新株予約権	2020年新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年4月10日	2019年4月11日	2020年4月13日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	22,000	20,000	20,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	22,000	20,000	20,000

2021年新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	20,000
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	20,000

単価情報

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2015年4月10日	2016年4月11日	2017年4月10日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,209	913	595

	2018年新株予約権	2019年新株予約権	2020年新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年4月10日	2019年4月11日	2020年4月13日
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1,100	297	173

2021年新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2021年4月14日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	284

2. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	- 百万円	35 百万円
未払事業税	98 "	104 "
減損損失	8 "	8 "
減価償却費	412 "	514 "
賞与引当金	17 "	41 "
役員賞与引当金	20 "	22 "
執行役員賞与引当金	33 "	38 "
工事保証引当金	15 "	12 "
棚卸資産評価損	12 "	27 "
繰延消費税等	11 "	23 "
未実現利益	37 "	31 "
長期未払金	46 "	47 "
退職給付に係る負債	119 "	120 "
新株予約権	28 "	29 "
資産除去債務	85 "	96 "
譲渡制限付株式報酬	69 "	146 "
その他	75 "	60 "
繰延税金資産小計	1,092 百万円	1,360 百万円
評価性引当額	558 "	823 "
繰延税金資産合計	533 百万円	537 百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	52 百万円	53 百万円
繰延税金負債合計	52 百万円	53 百万円
繰延税金資産（負債）の純額	481 百万円	483 百万円

(注) 1. 評価性引当額が264百万円増加しております。この増加の主な内容は、減価償却費に係る評価性引当額119百万円、譲渡制限付株式報酬に係る評価性引当額76百万円、連結子会社の税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額35百万円、棚卸資産評価損に係る評価性引当額17百万円がそれぞれ増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	35	35
評価性引当額	-	-	-	-	-	35	35
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	-	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.2 %
留保金課税	-	1.5 %
評価性引当額の増減	-	2.7 %
税額控除	-	1.9 %
その他	-	0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	33.0 %

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(2024年12月31日)及び当連結会計年度末(2025年12月31日)における資産除去債務の金額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は210百万円(賃貸収益は売上高に計上、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	4,822
	期中増減額	2,587
	期末残高	2,234
期末時価		2,952

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は不動産の購入(21百万円)、主な減少額は販売用不動産への振替(2,518百万円)であります。
3. 期末時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のマンション等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は76百万円(賃貸収益は売上高に計上、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び期末時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	期首残高	2,234
	期中増減額	3,140
	期末残高	5,374
期末時価		5,479

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は不動産の購入(3,776百万円)、主な減少額は販売用不動産への振替(555百万円)であります。
3. 期末時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(収益認識関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		
	不動産売買事業	賃貸その他事業	合計
投資用不動産の販売	27,043	-	27,043
居住用不動産の販売	27,957	-	27,957
その他	2,615	208	2,823
顧客との契約から生じる収益	57,617	208	57,825
その他の収益(注)	2,141	2,220	4,362
外部顧客への売上高	59,758	2,429	62,187

(注)「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づく賃貸収入、及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(企業会計基準委員会移管指針第10号 2024年7月1日)に基づく不動産の売却収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	264
契約負債(期末残高)	402

連結貸借対照表上、契約負債は、流動負債の「その他」に計上しており、主に不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、264百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額もありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	不動産売買事業	賃貸その他事業	合計
投資用不動産の販売	30,866	-	30,866
居住用不動産の販売	32,438	-	32,438
その他	720	200	921
顧客との契約から生じる収益	64,025	200	64,225
その他の収益（注）	1,301	2,735	4,037
外部顧客への売上高	65,327	2,935	68,262

(注)「その他の収益」には、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づく賃貸収入、及び「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」（企業会計基準委員会移管指針第10号 2024年7月1日）に基づく不動産の売却収入等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	402
契約負債（期末残高）	220

連結貸借対照表上、契約負債は、流動負債の「その他」に計上しており、主に不動産売買契約に基づいて、顧客から受け取った手付金等の前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度において認識した収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、382百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額もありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、中古の区分マンション、戸建を購入し、リフォームしたうえで販売する不動産売買を主な事業としております。それ以外に賃貸用不動産を購入し賃貸するほか、販売用の一棟マンション、ビル等を販売するまでの間、賃貸する事業及びマンション等の賃貸管理を行う賃貸事業を展開しております。

従って、当社グループでは、「不動産売買事業」と「賃貸その他事業」を報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「不動産売買事業」は、区分所有マンション、投資用不動産（賃貸マンション・オフィスビル）、戸建の売買及びそれに関連する内外装工事や販売時の仲介手数料収入を含んでおります。

「賃貸その他事業」は、一棟マンションまたはビル、区分マンション等を賃貸して得られる賃料収入及び賃貸マンション、ビルを管理する賃貸管理収入を含んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	不動産売買事業	賃貸その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	59,758	2,429	62,187	-	62,187
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	17	17	17	-
計	59,758	2,446	62,205	17	62,187
セグメント利益	11,267	736	12,003	2,380	9,623
セグメント資産	28,751	35,479	64,231	23,272	87,503
その他の項目					
減価償却費	14	753	767	39	807
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	186	21	208	113	321

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額 2,380百万円は、主に一般管理費等の各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。
- (2)セグメント資産の調整額23,272百万円は、主に現金及び預金、繰延税金資産及び管理部門に係る資産等、各報告セグメントに配賦されない全社資産であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 投資用不動産について、販売までの期間に亘る賃料収入を賃貸その他事業の売上高としているため、保有期間中は賃貸その他事業のセグメント資産とし、販売の都度、帳簿価額で不動産売買事業のセグメント資産に振り替えております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)	合計
	不動産売買事業	賃貸その他事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	65,327	2,935	68,262	-	68,262
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	3	3	3	-
計	65,327	2,939	68,266	3	68,262
セグメント利益	13,390	712	14,102	3,053	11,049
セグメント資産	31,423	51,432	82,855	23,842	106,698
その他の項目					
減価償却費	20	986	1,006	38	1,045
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	47	3,787	3,834	6	3,840

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益の調整額 3,053百万円は、主に一般管理費等の各報告セグメントに配賦されない全社費用であります。
 - (2)セグメント資産の調整額23,842百万円は、主に現金及び預金、繰延税金資産及び管理部門に係る資産等、各報告セグメントに配賦されない全社資産であります。
2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. 投資用不動産について、販売までの期間に亘る賃料収入を賃貸その他事業の売上高としているため、保有期間中は賃貸その他事業のセグメント資産とし、販売の都度、帳簿価額で不動産売買事業のセグメント資産に振り替えております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産を有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外の国または地域に所在する有形固定資産を有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤田 進	-	-	当社 代表取締役 会長	(被所有) 直接19.63	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	35	-	-
役員	藤田 進一	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接7.32	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	27	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	藤田 進	-	-	当社 代表取締役 会長	(被所有) 直接17.39	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	53	-	-
役員	藤田 進一	-	-	当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接6.05	-	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分(注)	41	-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	1,374.55円	1,520.53円
1株当たり当期純利益	259.51円	285.15円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	257.96円	283.44円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	6,086	6,659
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	6,086	6,659
普通株式の期中平均株式数(株)	23,453,257	23,355,361
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	141,107	141,136
(うち新株予約権(株))	(141,107)	(141,136)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ムゲンエステート	第31回無担保 社債	2020年 1月27日	30	- (-)	0.270	無担保社債	2025年 1月24日
"	第33回無担保 社債	2020年 3月31日	15	- (-)	0.190	無担保社債	2025年 3月31日
"	第35回無担保 社債	2020年 12月10日	60	- (-)	0.360	無担保社債	2025年 12月10日
"	第36回無担保 社債	2021年 3月23日	30	10 (10)	0.200	無担保社債	2026年 3月23日
"	第38回無担保 社債	2021年 9月28日	80	40 (40)	0.130	無担保社債	2026年 9月28日
"	第39回無担保 社債	2021年 12月27日	25	- (-)	0.011	無担保社債	2025年 12月27日
"	第40回無担保 社債	2022年 1月25日	40	- (-)	0.400	無担保社債	2025年 1月24日
"	第41回無担保 社債	2022年 2月10日	50	- (-)	0.370	無担保社債	2025年 2月10日
"	第42回無担保 社債	2022年 2月25日	30	- (-)	0.320	無担保社債	2025年 2月25日
"	第43回無担保 社債	2022年 4月28日	50	30 (20)	1.150	無担保社債	2027年 4月28日
"	第44回無担保 社債	2022年 4月28日	100	60 (40)	0.600	無担保社債	2027年 4月28日
"	第45回無担保 社債	2022年 5月31日	3,000	- (-)	1.500	無担保社債	2025年 5月30日
"	第46回無担保 社債	2022年 6月23日	50	30 (20)	0.200	無担保社債	2027年 6月23日
"	第47回無担保 社債	2022年 6月28日	45	- (-)	0.430	無担保社債	2025年 6月28日
"	第48回無担保 社債	2022年 9月22日	60	40 (20)	0.530	無担保社債	2027年 9月22日
"	第49回無担保 社債	2022年 10月25日	32	- (-)	0.680	無担保社債	2025年 10月24日
"	第50回無担保 社債	2022年 11月25日	60	- (-)	0.200	無担保社債	2025年 11月25日
"	第51回無担保 社債	2023年 2月27日	105	75 (30)	0.710	無担保社債	2028年 2月25日
"	第52回無担保 社債	2023年 5月29日	49	16 (16)	0.550	無担保社債	2026年 5月29日
"	第53回無担保 社債	2023年 9月21日	2,000	2,000 (2,000)	1.600	無担保社債	2026年 9月18日
"	第54回無担保 社債	2023年 10月25日	105	60 (60)	0.400	無担保社債	2026年 10月25日
"	第55回無担保 社債	2023年 12月25日	133	66 (66)	0.450	無担保社債	2026年 12月25日
"	第56回無担保 社債	2024年 1月22日	166	98 (68)	0.280	無担保社債	2027年 1月22日
"	第57回無担保 社債	2024年 1月25日	180	140 (40)	0.680	無担保社債	2029年 1月25日
"	第58回無担保 社債	2024年 5月27日	84	52 (32)	0.350	無担保社債	2027年 5月27日
"	第59回無担保 社債	2024年 6月26日	124	73 (51)	0.650	無担保社債	2027年 6月26日

社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社 ムゲンエステート	第60回無担保 社債	2024年 9月24日	100	80 (20)	0.800	無担保社債	2029年 9月21日
"	第61回無担保 社債	2024年 11月29日	100	66 (33)	0.568	無担保社債	2027年 11月29日
"	第62回無担保 社債	2024年 12月25日	100	66 (33)	0.890	無担保社債	2027年 12月25日
"	第1回期限前 償還条項付無 担保社債	2025年 6月30日	-	3,600	2.500	無担保社債	2028年 6月30日
"	第63回無担保 社債	2025年 10月30日	-	200 (40)	0.780	無担保社債	2030年 10月30日
"	第64回無担保 社債	2025年 12月23日	-	300 (99)	1.050	無担保社債	2028年 12月22日
合計	-	-	7,004	7,104 (2,740)	-	-	-

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
2,740	429	3,815	80	40

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	7,818	10,726	1.883	-
1年以内に返済予定の長期借入金	5,170	9,786	1.774	-
1年以内に返済予定のリース債務	6	6	2.178	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	28,825	35,126	1.862	2027年1月1日～ 2060年10月25日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	9	12	1.973	2027年1月4日～ 2030年11月30日
合計	41,829	55,659	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	11,891	11,859	2,398	4,518
リース債務	5	4	2	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	17,153	32,943	46,959	68,262
税金等調整前中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	2,656	4,932	6,306	9,947
親会社株主に帰属する中間 (四半期)(当期)純利益 (百万円)	1,800	3,320	4,197	6,659
1株当たり中間 (四半期)(当期)純利益 (円)	77.39	142.44	179.91	285.15

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり 四半期純利益 (円)	77.39	65.07	37.54	105.12

(注) 第1四半期連結累計期間及び第3四半期連結累計期間に係る財務諸表のレビュー：無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,757	19,642
売掛金	31	57
販売用不動産	2 60,726	2 75,600
仕掛販売用不動産	2 363	2 649
貯蔵品	2	1
前渡金	481	628
前払費用	210	304
その他	1 61	1 411
貸倒引当金	5	8
流動資産合計	82,629	97,287
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 909	2 1,484
車両運搬具	17	19
工具、器具及び備品	20	17
土地	2 776	2 1,969
リース資産	12	16
有形固定資産合計	1,737	3,508
無形固定資産		
借地権	63	63
電話加入権	1	1
ソフトウェア	14	9
ソフトウェア仮勘定	-	38
無形固定資産合計	78	113
投資その他の資産		
投資有価証券	0	1,170
関係会社株式	127	227
出資金	2 84	2 59
繰延税金資産	413	448
その他	309	514
投資その他の資産合計	934	2,418
固定資産合計	2,750	6,040
繰延資産		
社債発行費	41	52
繰延資産合計	41	52
資産合計	85,422	103,380

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 684	1 1,031
短期借入金	1, 2, 3 8,402	1, 2, 3 11,618
1年内償還予定の社債	3,999	2,740
1年内返済予定の長期借入金	1, 2 5,334	1, 2, 3, 4 10,564
未払金	1 262	1 256
未払費用	1 182	1 200
未払法人税等	1,998	2,040
未払消費税等	28	-
前受金	608	502
リース債務	5	6
賞与引当金	56	134
役員賞与引当金	65	74
執行役員賞与引当金	109	124
工事保証引当金	54	46
預り金	215	196
流動負債合計	22,009	29,537
固定負債		
社債	3,004	4,364
長期借入金	1, 2 28,140	2, 3, 4 33,320
長期預り敷金保証金	1 526	655
退職給付引当金	316	389
リース債務	8	12
資産除去債務	223	225
その他	133	133
固定負債合計	32,354	39,102
負債合計	54,364	68,640
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,552	2,552
資本剰余金		
資本準備金	2,475	2,475
その他資本剰余金	100	404
資本剰余金合計	2,575	2,880
利益剰余金		
利益準備金	3	3
その他利益剰余金		
別途積立金	15	15
繰越利益剰余金	26,738	29,944
利益剰余金合計	26,756	29,963
自己株式	919	747
株主資本合計	30,965	34,647
新株予約権	92	92
純資産合計	31,057	34,740
負債純資産合計	85,422	103,380

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 61,834	1 67,951
売上原価	1 45,592	1 48,921
売上総利益	16,242	19,030
販売費及び一般管理費	1, 2 6,699	1, 2 7,911
営業利益	9,542	11,118
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	27
違約金収入	18	19
業務受託料	1 9	1 11
不動産取得税還付金	22	31
その他	1 20	24
営業外収益合計	73	114
営業外費用		
支払利息	1 670	1 856
社債利息	86	104
支払手数料	1 66	1 258
その他	40	50
営業外費用合計	864	1,269
経常利益	8,752	9,963
特別利益		
固定資産売却益	3 2	-
特別利益合計	2	-
特別損失		
固定資産除却損	4 0	4 4
投資有価証券評価損	7	-
抱合せ株式消滅差損	5 34	-
特別損失合計	41	4
税引前当期純利益	8,712	9,959
法人税、住民税及び事業税	2,747	3,315
法人税等調整額	33	34
法人税等合計	2,714	3,280
当期純利益	5,998	6,678

【売上原価明細書】

(イ) 不動産売買売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
販売用不動産取得費		40,637	92.2	43,139	91.8
委託内外装工事費		3,108	7.1	3,532	7.5
販売用不動産評価損		5	0.0	8	0.0
その他の原価		306	0.7	331	0.7
不動産売買売上原価		44,057	100.0	47,012	100.0

(ロ) 賃貸その他売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
管理費		527	34.4	647	33.9
減価償却費		739	48.2	959	50.3
租税公課		133	8.7	145	7.6
その他の原価		133	8.7	156	8.2
賃貸その他事業原価		1,534	100.0	1,908	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,552	2,475	-	2,475	3	15	22,224	22,242	483	26,786	92	26,879
当期変動額												
剰余金の配当							1,484	1,484		1,484		1,484
当期純利益							5,998	5,998		5,998		5,998
自己株式の取得									500	500		500
自己株式の処分			100	100					64	164		164
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											-	-
当期変動額合計	-	-	100	100	-	-	4,514	4,514	435	4,178	-	4,178
当期末残高	2,552	2,475	100	2,575	3	15	26,738	26,756	919	30,965	92	31,057

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本										新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,552	2,475	100	2,575	3	15	26,738	26,756	919	30,965	92	31,057
当期変動額												
剰余金の配当							3,472	3,472		3,472		3,472
当期純利益							6,678	6,678		6,678		6,678
自己株式の取得									0	0		0
自己株式の処分			304	304					171	476		476
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											-	-
当期変動額合計	-	-	304	304	-	-	3,206	3,206	171	3,682	-	3,682
当期末残高	2,552	2,475	404	2,880	3	15	29,944	29,963	747	34,647	92	34,740

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～41年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えて、当事業年度に見合う賞与支給見込額に基づき計上しております。

(4) 執行役員賞与引当金

執行役員に対する賞与の支給に備えて、当事業年度に見合う賞与支給見込額に基づき計上しております。

(5) 工事保証引当金

販売済み物件に係る補修費用の支出に備えるため、補修実績率に基づく補修見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

当社は退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（不動産売買事業）

不動産売買事業においては、中古不動産の不動産買取再販事業を行っております。買取した中古不動産は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」に区分して管理しており投資用不動産は、一棟賃貸マンション・オフィスビル・区分所有マンション等の賃貸収益が発生する物件を購入者が主に投資用として利用する不動産として区分しております。居住用不動産は、区分所有マンションを中心に購入者が居住用として利用する不動産として区分しております。不動産の引き渡しを行う義務等を負っております。履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を認識しております。取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金の支払いを受けております。

（賃貸その他事業）

賃貸その他事業においては、当社が買取した「投資用不動産」や当社が保有する「固定資産物件」をエンドユーザー等に賃貸しております。顧客との契約に基づき不動産を賃貸する義務等を負っております。収益用不動産の保有期間中の賃料収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に従い、賃借人である顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、賃貸借期間にわたって収益を認識しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2)退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 販売用不動産の評価

当社が保有する販売用不動産の主な内容は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」であります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

販売用不動産	60,726百万円
売上原価(商品評価損)	5百万円

上記のうち、投資用不動産に関する金額は、販売用不動産が32,884百万円であります。また、居住用不動産に関する金額は、販売用不動産が27,842百万円、売上原価(商品評価損)5百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「投資用不動産」

算出方法

投資用不動産は、個別法における原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

投資用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえ、これらを見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は不動産賃貸や不動産投資の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

「居住用不動産」

算出方法

居住用不動産は、個別法における原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

居住用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例等を踏まえ、これらを見積もっております

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は住宅販売の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	1,737百万円
無形固定資産	78百万円
減損損失	-百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失額を控除した価額を貸借対照表価額としております。減損損失額は資産において、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを割引いて算出しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値の見積りにおける主要な仮定は、賃貸収入、賃貸原価及び割引率であります。これらは物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえて見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である賃貸収入及び賃貸原価の見積りは不確実性を伴い、不動産賃貸の市況変化等により、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 販売用不動産の評価

当社が保有する販売用不動産の主な内容は、「投資用不動産」及び「居住用不動産」であります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

販売用不動産	75,600百万円
売上原価（商品評価損）	8百万円

上記のうち、投資用不動産に関する金額は、販売用不動産が45,649百万円であります。また、居住用不動産に関する金額は、販売用不動産が29,951百万円、売上原価（商品評価損）8百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「投資用不動産」

算出方法

投資用不動産は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

投資用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえ、これらを見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は不動産賃貸や不動産投資の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

「居住用不動産」

算出方法

居住用不動産は、個別法における原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による評価を行っています。収益性の低下により正味売却価額が下落した場合は、当該正味売却価額から見積販売直接経費を控除した価額を貸借対照表価額とし、差額を商品評価損として計上しております。正味売却価額は、物件仕入時に策定される営業計算書において設定される販売予定価格等に基づいております。また、上記のほか、販売の状況に応じて、正味売却価額を変更することがあります。

主要な仮定

居住用不動産の評価において主要な仮定である販売予定価格は、物件の立地、周辺の取引事例等を踏まえ、これらを見積もっております

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売予定価格の見積りは不確実性を伴い、販売予定価格は住宅販売の市況の変化等により見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	3,508百万円
無形固定資産	113百万円
減損損失	- 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失額を控除した価額を貸借対照表価額としております。減損損失額は資産において、営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。

正味売却価額は、不動産鑑定士による鑑定評価額等を使用しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローを割引いて算出しております。

主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フロー及び使用価値の見積りにおける主要な仮定は、賃貸収入、賃貸原価及び割引率であります。これらは物件の立地、周辺の取引事例、賃料、入居率、想定利回り等を踏まえて見積もっております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である賃貸収入及び賃貸原価の見積りは不確実性を伴い、不動産賃貸の市況変化等により、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

(追加情報)

(有形固定資産から販売用不動産への振替)

所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替えております。その内容は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	942 百万円	206 百万円
土地	1,575 "	348 "
計	2,518 百万円	555 百万円

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	2 百万円	7 百万円
短期金銭債務	923 "	1,827 "
長期金銭債務	3 "	- "

2 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
販売用不動産	47,016 百万円	60,004 百万円
仕掛販売用不動産	78 "	233 "
建物	505 "	1,093 "
土地	682 "	1,875 "
出資金	40 "	40 "
計	48,323 百万円	63,246 百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
短期借入金	7,520 百万円	10,246 百万円
1年内返済予定の長期借入金	4,078 "	8,284 "
長期借入金	26,136 "	30,878 "
計	37,736 百万円	49,409 百万円

3 当座貸越契約

(1) 当社は、商品仕入のための資金調達を行うため、取引銀行10行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	8,300 百万円	8,450 百万円
借入実行残高	2,475 "	3,503 "
差引額	5,824 百万円	4,946 百万円

(2) 当社は、商品仕入のための資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達手段の確保を目的として取引銀行1行とコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	- 百万円	900 百万円
借入実行残高	- "	836 "
差引額	- 百万円	64 百万円

4 財務制限条項

当社は、2025年3月14日付でシンジケートローン契約を金融機関と締結しております。

この契約には、純資産維持（純資産の部の金額を直前決算期比75%以上に維持）、自己資本比率維持（各年度の決算期の末日における連結の純資産比率を30%以上に維持）、利益維持（経常損益2期連続赤字回避）、現預金水準維持（貸借対照表上の現金及び預金の金額を150億円以上に維持）に関する財務制限条項が付されております。

この契約に基づく当事業年度末の借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
コミットメント額	百万円	10,000 百万円
借入実行残高	"	902 "
差引額	百万円	9,098 百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引	3,097 百万円	40 百万円
営業取引以外の取引	32 百万円	11 百万円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64%、当事業年度61%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36%、当事業年度39%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売手数料	1,599 百万円	1,581 百万円
役員報酬	131 "	137 "
給料及び手当	2,316 "	2,691 "
賞与引当金繰入額	55 "	134 "
役員賞与引当金繰入額	65 "	74 "
執行役員賞与引当金繰入額	109 "	124 "
退職給付費用	57 "	90 "
租税公課	639 "	1,116 "
貸倒引当金繰入額	3 "	3 "

- 3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
車両運搬具	2 百万円	- 百万円
計	2 百万円	- 百万円

- 4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物	- 百万円	4 百万円
工具、器具及び備品	0 "	0 "
計	0 百万円	4 百万円

- 5 抱合せ株式消滅差損

前事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

抱合せ株式消滅差損は当社の連結子会社である株式会社フジホームの建設工事業及び内外装工事業を吸収分割により承継したことにより発生したものであります。

当事業年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は127百万円であります。

当事業年度(2025年12月31日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は227百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	97 百万円	104 百万円
減損損失	8 "	8 "
減価償却費	410 "	512 "
賞与引当金	17 "	41 "
役員賞与引当金	20 "	22 "
執行役員賞与引当金	33 "	38 "
工事保証引当金	16 "	14 "
棚卸資産評価損	12 "	27 "
繰延消費税等	11 "	23 "
長期未払金	40 "	42 "
退職給付引当金	97 "	122 "
新株予約権	28 "	29 "
資産除去債務	85 "	91 "
譲渡制限付株式報酬	69 "	146 "
その他	75 "	54 "
繰延税金資産小計	1,024 百万円	1,279 百万円
評価性引当額	558 "	781 "
繰延税金資産合計	465 百万円	497 百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対する除去費用	52 百万円	49 百万円
繰延税金負債合計	52 百万円	49 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	413 百万円	448 百万円

(注) 評価性引当額が222百万円増加しております。この増加の主な内容は、減価償却費に係る評価性引当額119百万円、譲渡制限付株式報酬に係る評価性引当額76百万円、棚卸資産評価損に係る評価性引当額17百万円がそれぞれ増加したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	-	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.2 %
留保金課税	-	1.5 %
評価性引当額の増減	-	2.2 %
税額控除	-	1.9 %
その他	-	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	32.9 %

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	909	867	211	81	1,484	330
	車両運搬具	17	7	-	4	19	22
	工具、器具及び備品	20	2	-	6	17	36
	土地	776	1,541	348	-	1,969	-
	リース資産	12	10	-	6	16	21
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-
	計	1,737	2,429	560	98	3,508	411
無形固定資産	借地権	63	-	-	-	63	-
	ソフトウェア	14	0	-	5	9	-
	ソフトウェア仮勘定	-	38	-	-	38	-
	電話加入権	1	-	-	-	1	-
	計	78	39	-	5	113	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、不動産の取得による増加であります。

建物 新規物件の取得(3件) 727百万

土地 新規物件の取得(3件) 1,541百万

2. 当期減少額のうち主なものは、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産へ振替えたことによる減少であります。

(内訳) 建物 206百万円、土地 348百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5	8	5	8
賞与引当金	56	134	56	134
役員賞与引当金	65	74	65	74
執行役員賞与引当金	109	124	109	124
工事保証引当金	54	46	54	46

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日及び12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.mugen-estate.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款にて定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第35期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年3月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第36期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分)の規定に基づく臨時報告書

2025年3月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2025年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式処分)の規定に基づく臨時報告書

2025年8月8日関東財務局長に提出。

(5) 発行登録書(株券、社債券等)及びその添付書類

2025年6月4日関東財務局長に提出

(6) 訂正発行登録書

2025年6月13日関東財務局長に提出

2025年8月8日関東財務局長に提出

(7) 発行登録追補書類(株券、社債券等)及びその添付書類

2025年6月24日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月24日

株式会社ムゲンエステート
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀 嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飴 谷 健 洋

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムゲンエステートの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムゲンエステート及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産のうち投資用不動産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社ムゲンエステートは、連結貸借対照表に販売用不動産を75,499百万円計上している。このうち、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、一棟賃貸マンション・オフィスビル・区分所有マンション等の賃貸収益が発生する物件を購入者が主に投資用として利用する不動産（以下、「投資用不動産」という。）が45,272百万円であり、連結総資産に対する割合は42.7%である。</p> <p>投資用不動産は、経済情勢や不動産市況の悪化に加え、賃料・入居率の低下、金利の上昇、金融機関の融資に対する姿勢の変化等により、将来における販売予定価格の変動リスクに晒されており、販売価格が低下し、商品評価損が発生する可能性がある。</p> <p>投資用不動産の評価は、帳簿価額と正味売却価額を比較し、正味売却価額が帳簿価額を下回っている場合には商品評価損を計上することとしている。正味売却価額は、販売予定価格等から見積直接販売費を控除して算定される。</p> <p>正味売却価額の算定における重要な仮定は、販売予定価格の算定要素となる賃料、入居率及び想定利回りであり、これらは物件ごとの固有の状況やリスク要因を反映するものでなくてはならないため、経営者の主観の程度が高くなる。</p> <p>また、会社は多数かつ多種多様な投資用不動産を保有しており、その評価において物件ごとに異なる様々な事象を広範に検討する必要があり、複雑性を伴う。</p> <p>さらに、投資用不動産は一物件あたりの帳簿価額が大きく、商品評価損が発生した場合の連結財務諸表への潜在的な影響が著しく大きい。</p> <p>以上より、当監査法人は当該領域を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、投資用不動産の評価について、保有期間等のリスクに応じて抽出した個別物件に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資用不動産の評価に用いられている販売予定価格について、営業部門が販売価格を管理している資料及び外部公表されている販売公表価格と比較し、これらに基づき算定されていることを確認した。 ・営業部門の管理資料を閲覧し、必要に応じて営業本部長及び営業部門への質問を行い、販売予定価格及びその算定方法について理解した。 ・販売予定価格の算定における重要な仮定である賃料、入居率及び想定利回りについて、個別物件ごとに賃料実績、入居率実績及び利用可能な外部データ（利回り）との比較に基づく検討を行った。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために前連結会計年度末の正味売却価額と当連結会計期間に販売された物件の実際の販売価格との比較を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ムゲンエステートの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ムゲンエステートが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断して

いる。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月24日

株式会社ムゲンエステート
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金子 秀 嗣

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飴 谷 健 洋

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ムゲンエステートの2025年1月1日から2025年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ムゲンエステートの2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

販売用不動産のうち投資用不動産の評価

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（販売用不動産のうち投資用不動産の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。